

## 別添二 非木造建物調査積算要領

### 第1章 総 則

#### (適用範囲)

第1条 この要領は、建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知（以下「建物算定要領」という。）第4条に係る非木造建物の調査及び推定再建築費の積算に適用するものとする。

#### (用語の定義)

- 第2条 この要領において「既存図」とは、調査対象建物の建築確認申請通知書の設計図、請負契約書の添付設計図、完成時の竣工図等の図面及びその他法令の定めによって作成された図面をいう。
- 2 この要領において「不可視部分」とは、建物の調査を行う場合に剥離及び破壊等を行わなければ容易に調査できない部分をいう。
- 3 この要領において「細目」とは、非木造建物工事内訳明細書式に計上する補償金額積算の最小単位の項目をいい、細目は原則として数量に単価を乗じて計算する。
- 4 この要領において「複合単価」とは、材料・労務・機械器具等複数の原価要素を含んだ細目の単価をいう。
- 5 この要領において「合成単価」とは、複数の細目の複合単価から構成される単価をいう。

#### (非木造建物の区分)

- 第3条 調査算定に当たり、非木造建物は、建物算定要領第2条による区分に従い、非木造建物〔Ⅰ〕及び〔Ⅱ〕に区分する。
- 2 非木造建物〔Ⅰ〕の調査及び推定再建築費の積算については、第2章及び第3章に定めるところによる。
- 3 非木造建物〔Ⅱ〕の調査については、次条、第5条及び第6条の規定を準用して行うほか、推定再建築費用の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、別添2非木造建物数量計測基準Ⅰ第5号に規定する別表の統計数量値及び別添3非木造建物工事内訳明細書式の6に規定する別記非木造建物補償諸率表は適用しないものとし、第3章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

### 第2章 調 査

#### (調査)

第4条 非木造建物の調査は、現地において当該建物の位置、用途、構造、規模、仕様、規格、経過年数、管理状況等建築費が算出できるようにするための調査を行うものとする。

**(既存図の利用)**

第5条 前条の調査を行うに当たっては、既存図がある場合はこれを利用して調査することができるものとする。

**(不可視部分の調査)**

第6条 不可視部分の調査については、既存図が入手できる場合にはこれを利用して調査を行うものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。ただし、当該不可視部分の数量を別に定める統計数量により計算する場合には、当該不可視部分の調査は不要とする。

2 前項の調査において、当該建物に既存図がない場合又は当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合においては、所有者、設計者又は施工者からの聞き込み等の方法により調査を行うものとする。

**(構造計算)**

第7条 既存の建物の一部又は全部を変更して積算を行う場合については、建築基準法第20条第2項に規定する構造計算を行うものとする。ただし、鉄骨造りの建物については、建物の構造が軽量鉄骨造りから重量鉄骨造りに、又は重量鉄骨造りから鉄筋コンクリート造りに変更になる場合等を除いて構造計算は不要とする。

**(補償金積算に必要な図面の作成)**

第8条 補償金額を積算する場合の図面は、別添1非木造建物図面作成基準（以下「図面作成基準」という。）に基づき作成するものとする。

**(写真撮影等)**

第9条 次により写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 写真撮影

次の箇所の写真を撮影する。

ア 四方からの外部及び屋根

イ 各室

ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物

二 写真台帳

撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

### (積算単価等)

第10条 補償金の積算に用いる単価は、次の各号によるものとする。

- 一 ○○○○（起業者が別途定める補償金算定標準書等を記入する。）の単価
- 二 ○○○○に記載されていない細目の単価については、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価

### (数量の計測・計算)

第11条 細目の数量は、原則として、当該建物の作成図面に基づいて計測・計算するものとする。計測・計算方法等は、別添2非木造建物数量計測基準によるものとする。

### (計算数値の取扱い)

第12条 補償金の積算に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。

ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

- 一 数量計算の集計は、別添3非木造建物工事内訳明細書式（以下「工事内訳明細書式」という。）に計上する項目ごとに行う。
- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
- 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

### (非木造建物工事内訳明細書式に計上する数値)

第13条 工事内訳明細書式に計上する数値は、次の各号によるもののほか、図面作成基準8による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、図面作成基準9（3）で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

### (内訳書の表示)

第14条 積算結果を表示する内訳書は、別添3非木造建物工事内訳明細書式によるものとする。

## 別添 1 非木造建物図面作成基準

### (趣旨)

1 この基準は、非木造建物調査積算要領第8条に規定する図面の作成基準である。

### (既存の設計書、図面等の準用)

2 補償対象となる非木造建物等について既存図がある場合は、現地調査において当該建物と照合を行ったうえでこれを使用して図面を作成できるものとする。

### (作成図面)

3 作成する図面の種類、縮尺及び記載事項等は(別表)に掲げるものを標準とする。

### (用紙及び図面)

- 4 (1) 図面の大きさは、原則として、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)A列2判横とし、中2つ折りにして製本するものとする。
- (2) 各図面には、おおむね3cm程度の枠を設けるものとする。
- (3) 各図面の右下におおむね縦5cm、横12cmの標題欄を設け、業務名称、図面名称、図面の縮尺、図面番号、請負者の名称、資格及び資格登録番号並びに作成者氏名を記載し、作成者の押印を行うものとする。
- (4) 図面の表紙には、作成年度、業務名称、作成年月、計画機関の名称及び作業機関の名称を記載するものとする。

標題欄参考

5.0cm	業務名称	
	図面名称	
	縮 尺	図面番号
	受注者の名称	資格及び登録番号 作成者氏名 印
	12.0cm	

### (文字)

- 5 (1) 文字は明瞭に書き、原則として横書きとする。
- (2) 漢字は楷書、述語のかなはひらがな、外来語はカタカナ、数字はアラビア数字とする。

(3) 文字の大きさは、原則として漢字は 3.0ミリメートル以上、アラビア数字、かな及びローマ字は 2.0ミリメートル以上とする。

(図の配置)

6 平面図、配置図などは、原則として図面の上方が北の方位となるよう配置し、立面図、断面図などは、原則として上下方向を図面の上下に合わせる。

(縮尺及びその表示)

7 (1) 尺度(現寸及び縮尺)は、原則として次の13種類とし、表示もこれによる。

1 / 1	1 / 10	1 / 100
1 / 2	1 / 20	1 / 200
		1 / 250
	1 / 30	1 / 300
1 / 5	1 / 50	1 / 500
		1 / 600

(2) 尺度の記入箇所は表題欄とする。同一図面に異なる尺度を用いるときは図ごとに、表題欄にはこれらの主な尺度を記入する。

(建物の計測)

8 (1) 建物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

(2) 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

(3) 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

9 (1) 調査図面に表示する数値は、8の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。


(2) 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。

(3) 延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

(4) 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(線)

10 (1) 線は、原則として次の4種類とする。

実線 

破 線    — — — — — — — — — —  
 点 線    ·····················  
 鎖 線    — — — — — — — — — —

なお、基準線を示す場合には原則として鎖線を用いる。

(2) 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(3) 線間隔（中心距離）は、次のとおりとする。

- ① 平行線の場合は、その線間隔を線の太さの3倍以上とする。
- ② 密集する交差線の場合は、その線間隔を線の太さの4倍以上とする。

**(寸法及び切断の表示)**

11 (1) 寸法は、原則として寸法線にそって横書きするものとする。

(2) 切断は、原則として切断面を鎖線で表示するものとする。

**(角度及びこう配の表示)**

12 角度及びこう配は、原則として度又は正接を用い、正接による場合は、一般に分子を1とした分数を用いてもよい。

**(記号、略号等)**

13 図面に記載する記号、略号等については、原則として、日本工業規格の図記号による。

**(別 表)**

図 面 名	縮 尺	作 成 の 標 準	備 考
配 置 図		配置図は、次により作成するものとする。 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。 二 縮尺は、原則として、次の区分による。 (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1 (2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1 三 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。 四 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。 五 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数	

		<p>存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</p> <p>六 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1) 敷地面積  (2) 用途地域  (3) 建ぺい率  (4) 容積率  (5) 建築年月  (6) 構造概要  (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）  (8) 建物延べ床面積</p>									
平面図	1/50 ～1/100	<p>(1) 平面図は、建物及び各階（R階を含む）ごとに作成する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="651 1473 1059 1619"> <tr> <td>室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井		
室名											
壁											
床											
天井											
構造詳細図											

(断面図)	1/50 ～1/100	1面程度、地盤(GL)・最高高さ ・軒高・階高・天井高・床高	
(杭地業想定設計図)	1/20 ～1/100	杭伏図 杭配置・杭種・杭寸法	
(根切想定設計図)	1/20 ～1/100	①根切平面図 ②根切断面図	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない (数量計測基準Ⅲ建築(土工)3参照)
(上部く体現伏図)	1/20 ～1/100	柱・梁・床版・壁・階段・土間コンクリート・その他の図面 ①柱・梁・床版・壁伏図(配置) ②柱・梁・床版・壁断面図(形状・寸法)	土間コンクリートを除き、統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない(数量計測基準Ⅴ建築(く体)参照)
立面図他			
(立面図)	1/50 ～1/100	外観各面の立面図 各外面の仕上、開口部の位置	
(写真撮影方向図)	1/50 ～1/100	建物平面図等に写真方向を記載する	
(配置図)	1/100 ～1/250	①敷地形状・寸法、隣接道路・建物・施設等 ②当該建物等の位置・寸法・方位 ③補償に関係する計画道路・計画施設等と当該建物及び敷地との関係	
その他調査書			
(仕上表)		①外部仕上表(下地を含む) 屋上・外壁・外部天井・外部階段・庇・犬走り等場所別に表示 ②内部仕上表(下地を含む) 床・壁・幅木・天井・回り縁・内部階段・造付建具・機器類等各階各室別に表示	
(面積表)		①敷地面積図・求積表 ②建物面積表 1) 建築面積 2) 各階床面積・同合計 3) 延べ床面積	建築面積、床面積、延べ床面積は建築基準法上の名称 測量の成果を利用可能な場合①は作成不要
(建具表)		①建具配置図(キープラン)	



		②建具表 建具番号・建具の名称・材質・ 姿図寸法・箇所数・建具枠・ガ ラス・塗装・建具金物・開口部 としての附合物（面格子・額縁 ・網戸）等のうち必要な事項	同種・同様の開口部 については寸法等の 表示のみによること ができる
建築設備			
（電気設備）			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
受変電設備図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
幹線系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
動力設備系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
（給排水衛生設備）			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
消火設備系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
汚水処理設備図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
（空気調和設備）			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
（昇降設備）			
諸元表			
（その他設備）			必要に応じて作成す る。

（注）その他積算に必要となる図面は上記以外のものであっても適宜作成するものとする。

## 別添 2 非木造建物数量計測基準

### I 総則

- 1 この基準は、非木造建物調査積算要領第11条に規定する工事数量の計測及び計算等の基準である。
- 2 数量を求める対象は、別添 3 非木造建物工事内訳明細書式において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- 3 この基準において「数量」とは、原則として設計数量（設計寸法に基づく計算数量）をいう。ただし計画数量（施工計画に基づく数量）又は所要数量（市場寸法による切り無駄及び施工上のやむを得ない損耗などを含む予測数量）を必要とする場合は、この基準に基づいて計算する。
- 4 この基準において「設計寸法」とは、別添 1 非木造建物図面作成基準に基づいて作成した図面等に表示された寸法及び表示された寸法から計算することのできる寸法をいう。  
また、この基準において「図示の寸法」とは、図面について物指により読み取ることのできる寸法を含むものとする。
- 5 この基準において使用する統計値は（別表）に掲げるものとする。

### II 建築（直接仮設）

- 1 直接仮設の数量は、図面により仮設計画を想定し、細目ごとに計画数量を算出する。算出方法は次を標準とする。
  - (1) 水盛りやかた  
建物の建築面積とする。
  - (2) 墨出し  
建物の延べ面積とする。
  - (3) 現寸型板  
建物の延べ面積とする。
  - (4) 外部足場
    - ① 足場面積とする。足場面積は、建物の壁芯から 1 m 離れた部分の水平延長（外部足場の設置延長）に建物の外壁上部の高さを乗じた面積とする。なお、外壁の高さが異なる場合の外壁上部の高さは、平均高とする。
    - ② 外部足場は枠組本足場を標準とする。ただし、立地条件等を考慮して他の足場を使用することができる。
  - (5) 安全手すり  
外部足場の設置延長とする。

(6) 登り栈橋

掛延長（m）とする。原則として3階建以上の建物で必要ある場合に設ける。登り栈橋の勾配は30度以下とする。

(7) 内部足場

- ① 棚足場の数量は、足場の平面面積（ $\text{伏m}^2$ ）とする。
- ② 脚立足場の数量は、足場の供用延べ床面積とする。
- ③ 本足場、一側足場を使用する場合は、(4) 外部足場に準じる。
- ④ 内部足場の使用区分は表-1を標準とする。ただし、施工条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表-1 内部足場使用区分

項目	条件	区分
く 体	階高 4.0 m以下	脚立足場
	階高 4.0 m超	枠組棚足場
仕 上（天井）	高さ 3.5 m以下	脚立足場
	高さ 3.5 m超	棚足場
仕 上（壁）	高さ 3.5 m以下	脚立足場
	高さ 3.5 m超	本足場
設 備	高さ 3.5 m以下	脚立足場
	高さ 3.5 m超	移動式足場

(8) 乗入構台

構台の平面面積により算出する。市街地又は地下室のある建物で必要ある場合に設ける。

(9) 災害防止

- ① 枠付き金網張り、ネット張り、シート張り、水平ネット張り、朝顔などを必要に応じて計上する。
- ② 数量の算出は、垂直方向に設置するものは垂直掛け面積、水平に設置するものは水平掛け面積、朝顔は設置延長により算出する。

(10) 養生

建物の延べ面積により算出する。

(11) 清掃片付け

- ① 建物の延べ面積により算出し、工事期間中の毎日の清掃片付け、整理整頓、及び竣工時の清掃片付けなどの費用を計算する。
- ② ダストシュートを設置する場合は箇所当たりで算出する。

### III 建築（土工）

1 「土工」とは、根切、埋戻、盛土、不用土処分、砂利敷など建築工事のための土の処理並びにこれらに伴う山止、排水などをいう。

2 土工のうち、根切及び砂利敷などは別表統計数量表により算出する。

3 根切数量が統計数値によりがたい場合、並びに根切及び砂利敷などを除く他の細目の数量は次による。

(1) 土工の計測・計算は、その土の処理、山止、排水などについては計画数量とする。

(2) 土工の計測は、原則として設計地盤を基準線（G L）とする。ただし、現地盤（敷地の平均高さ）が設計地盤と異なるときは、現地盤を基準線とすることができる。

(3) 土の処理による土砂量（以下、土量という）の増加又は突き固めなどによる土量の減少はないものとする。

(4) 根切

「根切」とは、基礎又は地下構築物などのための土の掘削をいい、その数量は計算上次の各号に定めるところにより根切側面を垂直とみなし、その根切面積と根切深さとによる体積による。

「根切面積」とは、原則として基礎又は地下構築物などの底面の設計寸法による各辺の左右に余幅を加えて計算した面積をいう。

「根切深さ」とは、基準線から基礎又は地下構築物の底面までの深さに、捨コンクリート及び砂利敷などの厚さを加えたものをいう。ただし、地下構築物などのための総掘後の独立基礎、布基礎、基礎梁などのための基礎根切については、総掘根切底を基準線とみなす。

① 余幅は、原則として作業上のゆとり幅に根切側面の崩壊にそなえるため根切深さに土質と根切深さとに依ずる係数を乗じた法幅（基準線における根切のひろがり）の1/2を加えた幅とする。

作業上のゆとり幅は、基準線から根切深さ 2.0mまでは 0.3m、2.0mを超えるときは 0.6mを標準とする。

土質と根切深さとに依ずる係数は、適切な統計値によるものとし、一般には普通土として根切深さ 5.0mまでは 0.3を、5.0mを超えるときは 0.6を標準とする。必要あるときは山止を計画するものとし、山止を設ける場合の余幅は 1.0mを標準とする。

② 基礎梁のための根切の長さは、独立基礎のための根切側面から計測するものとし、交叉する基礎梁又は布基礎のための根切の長さは、いずれか一方の根切側面から計測する。

③ 基礎根切に囲まれて残存することとなる部分のいずれか一方の辺の長さが 1.0m以下であるときは、その残存部分はないものとみなす。

④ 杭の余長による根切量の減少はないものとみなす。

(5) 埋戻

「埋戻」とは、根切と基礎又は地下構築物などとの間隙の土又は砂などによる充てんをいい、その数量は、根切数量から基準線以下の基礎又は地下構築物の体積及び砂利敷き、捨コンクリートの体積を減ずるものとする。余盛は加算しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土などを使用する場合などに分類する。

(6) 盛土

「盛土」とは、図示によって土又は砂などを盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、基準線からの平均厚さによる体積とする。余盛は加算しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土などを使用する場合などに分類する。

(7) 不用土処分

「不用土処分」とは、当該建築工事について不用となる土の処分をいい、その数量は選択した工法により根切の数量から埋戻及び盛土数量を減じた数量とする。

(8) 山止

① 「山止」とは、根切側面の土の崩壊などを防御するための仮設備をいい、その数量は、根切深さを高さとする山止高さとし、山止壁周長と山止壁面積、及び根切面積による切ばり面積による。基礎根切などの山止については、それぞれの山止高さとし、山止長さによる箇所を数量とすることができる。

② 山止壁、腹起し、切ばりなど山止用機材類の数量を求める必要があるときは、前項による山止数量と土質、湧水量などに基づいて山止計画を設定したうえで計測・計算する。

(9) 排水

① 「排水」とは、工事中の湧水及び雨水の排除をいい、その数量は湧水量及び降雨量により、一式で計上する。

② 排水用機材類の数量を求める必要があるときは、前項による排水の数量と土質などに基づいて排水計画を設定したうえで計測・計算する。

#### IV 建築（地業）

1 「杭地業」とは、既製杭、場所打コンクリート杭など、独立基礎、布基礎又は底盤など建築物の底面に接続して建築物を支持する部分をいう。

2 杭地業の数量は、次により算出するものとする。

(1) 杭地業の計測は、図面による。

(2) 既製杭の数量は、材種、形状、寸法、工法などにより区分し、杭の本数による。

(3) 場所打コンクリート杭の数量は、材種、形状、寸法、工法などにより区分し、原則として箇所数による。

(4) 杭間さらえ又は杭頭の処理などの数量を求める必要があるときは、杭打ち部分の面積又は杭の本数による。

#### V 建築（く体）

## 1 コンクリート

(1) コンクリートは積算上、捨コンクリート、土間コンクリート、く体コンクリートに区分し、土間コンクリートを除く各部分の数量は、別表統計数量表により算出する。

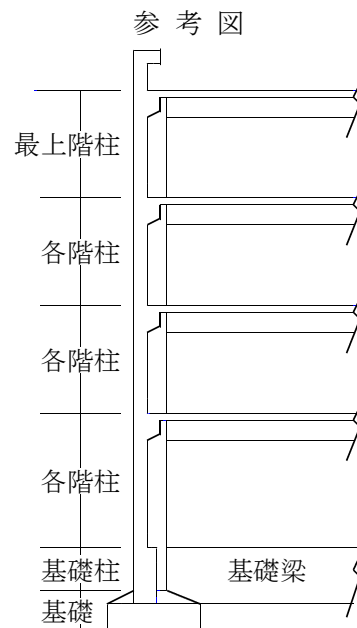
① く体コンクリートは必要に応じて、基礎く体と上部く体とに区分することができる。壁式構造の場合も本基準に準ずる。

② 基礎部分には基礎柱・基礎梁を含むものとする。

③ コンクリートは必要に応じて、捨コンクリート、無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、軽量コンクリートなどの調合、強度、材料などにより区分する。

(2) 土間コンクリートを設計寸法により計測、計算する場合には、次に定めるところによる。

① 鉄筋及び小口径管類（一般的な設備配管）によるコンクリートの欠除はないものとみなす。



## 2 型枠

(1) 型枠の数量は別表統計数量表により算出する。

(2) 型枠の数量は、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠及びラーメン構造、壁式構造など材料、工法、コンクリート打設面などにより区分して計算する。

## 3 鉄筋

(1) 鉄筋の数量は別表統計数量表により算出する。

(2) 鉄筋の数量は、ラーメン構造、壁式構造に区分して計算する。

## 4 鉄骨

(1) 鉄骨の数量は、別表統計数量表により算出する。

(2) ボルト類の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量 (t) で表す。

(3) 工場塗装の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量 (t) で表す。

(4) 工場加工の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量 (t) で表す。

(5) 現場溶接の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量 (t) で表す。

(6) 現場建方の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量 (t) で表す。

## VI 建築（仕上）

### 1 間仕切下地

「間仕切下地」とは、く体に符合する壁の骨組下地をいい、下地（板）類は含まないものとする。

間仕切下地は、仕上の計測においてく体とみなし、準く体という。

(1) 間仕切下地の計測、計算

① 間仕切下地はその主な材種別に、材質、形状、寸法、工法などにより区別する。主な材種別はおおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

② 間仕切下地の数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による

面積から、建具類の内法寸法など開口部の面積を差し引いた面積とする。

ただし、開口部の内法面積が1箇所当たり0.5㎡以下のときは差し引かない。

③ 間仕切下地の開口部のための補強は原則として計測の対象としない。

## (2) 間仕切下地の材種による特則

材種による間仕切下地の計測の特則は、以下に定めるところによる。

### ① コンクリート材

材料としてコンクリート、型枠、鉄筋の数量を求める必要があるときは、それぞれV建築（く体）の1、2、3の定めによる。

### ② 既製コンクリート材

ALC板、PC板、PS板などによる間仕切下地は、図示による枚数・面積又は体積を数量とすることができる。

### ③ 木材

木材による間仕切下地について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、設計寸法又は図示の寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、図示の断面積とによる体積に5%の割増しをした体積とする。ただし、長さの短いものについては切り使いを考慮するものとする。

### ④ 金属材

軽量鉄骨などの間仕切下地で金属材の胴縁を伴うときは、胴縁を含めた数量とすることができる。

## 2 仕上

「仕上」とは、く体又は準く体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類などの附合又はく体の表面の加工などをいう。ただし建築設備に属するものを除く。

### (1) 仕上の区分

#### ① 外部仕上と内部仕上

仕上は積算上建築物の内外を遮断する面を基準とし、外部仕上と内部仕上とに大別する。ただし、内外を遮断する開口部としての建具類は外部仕上に属するものとする。

#### ② 外部仕上

外部仕上は、原則として屋上、各側面、外部階段、玄関、ピロティ、バルコニーなどごとに以下に定めるところにより、屋根、外部床、外壁、外部開口部、外部天井の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは外部雑とする。

##### Oa 屋根・外部床

「屋根・外部床」とは、建築物外部の上面又は見下ろし面をいう。床段違いの側面、階段蹴上げなどは床に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

##### Ob 外壁

「外壁」とは、建築物外部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、開口部周囲の見込、パラペット笠木、手すり笠木などは外壁に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

##### Oc 外部開口部

「外部開口部」とは、建具類（シャッター、エアカーテンなどを含む。以下同じ。）及び各部分の開口部枠類をいう。建具類の枠、額縁、窓台、靴摺などは開口部に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

#### O d 外部天井

「外部天井」とは、建築物外部の見上面をいう。天井付梁、天井段違い側面、庇の小端などは天井に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

#### O e 外部雑

外部雑は、各部分に附合する製品、器具類などを必要によって区分する場合及びルーフトレイン、樋類、煙突などO a～O dの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則としてそれぞれ適当な名称を付して区別する。

### ③ 内部仕上

「内部仕上」とは、原則として各階、各室、内部階段などごとに、以下に定めるところにより内壁、内部開口部、内部天井、内部床の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは内部雑とする。

#### I a 内部床

「内部床」とは、建築物内部の見下ろし面をいう。床段違い側面、階段蹴上げなどは床に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

#### I b 内壁

「内壁」とは、建築物内部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、幅木、開口部周囲の見込、階段ささら桁、手摺、笠木などは壁に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

#### I c 内部開口部

「内部開口部」とは、建築物内部の建具類及び開口部枠類などをいう。建具類の枠、額縁、膳板、靴摺などは内部開口部に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

#### I d 内部天井

「内部天井」とは、建築物内部の見上げ面をいう。独立柱、天井段違い側面、回縁などは天井に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

#### I e 内部雑

内部雑は、各部分ごとに附合する製品、器具類などを必要によって区分する場合及びスクリーン、家具類、仕上ユニット製品などI a～I dの各部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則としてそれぞれ適当な名称を付して区別する。

## (2) 仕上の計測、計算

### ① 共通事項

#### ア 各部分の計測

仕上計測の定めは、原則として外部、内部又は壁、開口部、天井、床、雑の各部分について共通とする。

#### イ 計測上の区別



仕上は、その主な材種別に材質、形状、寸法、工法などにより区別する。主な材種別はおおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

#### ウ 仕上の構成

仕上の構成は、表面処理、主仕上、仕上下地及び附合物よりなるものとする。

(ア)「表面処理」とは、仕上表面の保護又は意匠、装飾などのための塗装、吹付などをいう。

(イ)「主仕上」とは、表面処理を除く仕上表面層をいう。

(ウ)「仕上下地」とは、主仕上とく体又は準く体との中間層をいい、骨組下地、下地(板)類などに区別する。

(エ)「附合物」とは、仕上の保護又は意匠、装飾などのために主として主仕上に附合する材料製品、器具などをいう。

#### エ 仕上計測の対象

仕上は、原則として表面処理、主仕上、附合物、仕上下地などの組合せにより区別し、その計測の対象は主仕上とする。表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合物としての建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットについてもその主仕上を計測の対象とする。

#### オ 表面処理、附合物、仕上下地の計測

表面処理、附合物又は仕上下地について計測する必要があるときは、原則として主仕上の設計寸法又は図示の寸法を設計寸法とする。

### ② 主仕上の計測、計算

#### ア 原則

(ア) 主仕上の数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部などの面積が  $0.5\text{m}^2$  以下のときは開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) (ア)の定めにかかわらず、天井高は図示の寸法を設計寸法とする。

(ウ) (ア)の定めにかかわらず、主仕上の表面からく体又は準く体の表面までの仕上代が  $0.05\text{m}$  を超えるときは、原則としてその主仕上の表面の寸法を設計寸法とする。

#### イ 附合物などの計測

附合物などについて計測する必要があるときは、原則として主仕上の設計寸法又は図示に基づく長さ、面積又は箇所数を数量とする。

#### ウ 仕上ユニットの計測

建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットの数量は、その内法寸法又は図示の寸法による面積、個数又は箇所数による。

#### エ 特殊材料などの計測

一般に用いられない材料、特に高価な材料による場合又は特殊な加工を要する場合など前各号の定めによらないときはその旨明記する。

### (3) 仕上の材種による特則

材種による主仕上計測の特則及び附合物又は表面処理について計測する必要があるときの特則は、以下のア項に定めるところにより、仕上下地について計測する必要がある

とき又は仕上下地を区別して骨組下地、下地（板）類、防水層等について計測する必要があるときの特則は、以下のイ項の定めるところによる。

① コンクリート材

ア 打放し仕上、コンクリート面のはつり、目荒し加工などについて計測する必要があるときは、そのコンクリート面の面積を数量とする。

イ (ア) 防水押え各種コンクリートについて計測する必要があるときは、その平均厚さと設計寸法に基づく面積又はこれらによる体積を数量とする。

(イ) 防水押えコンクリートの補強メッシュなどについて計測する必要があるときは防水押えコンクリートの面積を数量とする。

② 既製コンクリート

ア・イ ALC板、PC板、PS板などによる仕上又は仕上下地の数量は、設計寸法又は図示の寸法による枚数、面積又は体積によることができる。

イ 防水立上り部の押えブロック、れんがなどの組積材について計測する必要があるときは、設計寸法又は図示に基づく長さ又は面積を数量とする。

③ 防水材

ア・イ (ア) 防水材による主仕上及び仕上下地の計測の特則は、原則として共通とする。

(イ) 防水層などの数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積とする。

(ウ) 立上り防水層などの数量は、その立上り寸法に基づく長さ又はこれらによる面積による。

(エ) 伸縮目地、開口部などのコーキング防水などについて計測する必要があるときは、図示の長さ、開口部などの内法寸法に基づく周長を数量とする。

④ 石材

ア (ア) 天然石、人造石など石材による主仕上の計測に当たっては、2(2)②ア原則の定めにかかわらず、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする面積から建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。

ただし、開口部などの面積が  $0.1\text{m}^2$  以下のときは開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) 石材による主仕上の役物類の処理については、図示の寸法による長さ又は箇所数を数量とすることができる。

石材による主仕上の数量は、設計寸法又は図示による体積又は個数によることができる。

石材による主仕上の取付金物、裏込材、目地仕上などについて計測する必要があるときは設計寸法又は図示の寸法に基づく長さ又は個数を数量とする。

⑤ タイル材

ア (ア) 陶磁器タイル材による主仕上の役物類の処理については、設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を役物類の数量とする。

(イ) タイル材による主仕上の取付金物、モルタル、目地仕上などは、主仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。

## ⑥ 木材

ア (ア) 木材による開口部などの枠、額縁などの数量は、原則として図示の寸法による箇所数による。必要あるときは開口部などの内法寸法に基づく周長を数量とする。

(イ) 銘木類は図示の寸法による本数、枚数又は面積を数量とすることができる。

(ウ) 木材による主仕上について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、ひき立寸法による図示の断面積と、設計寸法又は図示の寸法による長さにより両端の接合などのための必要な長さとして 0.15mを加えた長さによる体積に、5%の割増をした体積による。ひき立寸法が示されていないときは、図示の断面を囲む最小の長方形又は正方形の辺の長さにより、削り代として片面削りの場合は 0.003m、両面削りの場合は 0.005mを加えた寸法をひき立寸法とみたま。

(エ) 板類の木材による主仕上げについて、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増率を加えたものを標準とする。

板材	突き付けの場合	10 %
	実はぎの場合	15 %
	合じゃくり、羽重ねの場合	15 %
各種合板類		15 %
各種フローリング類		10 %

(オ) 養生底の粉塗りなどは、原則として計測の対象としない。

イ (ア) 木材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。

(イ) 木材による下地板類について計測する必要があるときは、原則としてその主仕上の数量による。壁胴縁などは仕上下地の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法による面積を数量とする。

(ウ) 骨組下地又は下地板類の木材としての所要数量を求める必要があるときは、1間仕切下地(2)③木材の定めによる。

(エ) 板類の所要数量を求める必要があるときは、ア(エ)の定めによることができる。

## ⑦ 屋根材

ア (ア) 瓦、スレート、金属又は合成樹脂製などの屋根材による主仕上の計測に当たっては、2仕上(2)②主仕上の計測、計算の定めは適用せず、原則として軒先などまでの図示の寸法による面積から、天窗の内法寸法など図示の寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。

(イ) 棟瓦、鬼瓦、軒瓦などは、原則として役物類としない。特殊な役瓦などについて計測する必要があるときは、図示の形状、寸法などに基づく長さ又は個数を数量とする。

(ウ) スレート、金属、合成樹脂製などの屋根材の役物類について計測する必要があるときは、原則としてその設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を数量とする。

## ⑧ 金属材

ア (ア) 金属材による手摺、タラップ、面格子、改め口、投入口など又は谷樋、呼び樋、

軒樋、ルーフトレイン、立樋、養生管などの数量は、原則として設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数による。

(イ) ルーフトレイン、堅樋、養生管など雨水排水金物類などで系統又は組として機能するものは、系統又は組ごとの箇所数を数量とすることができる。

(ウ) (ア)に類するもので合成樹脂材などによるものについては、原則として材種を明記して金属材の定めを準用する。

イ (ア) 金属材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。

(イ) 金属材などによる骨組下地の開口部などのための補強について計測する必要があるときは、図示の寸法による開口部の箇所数を数量とする。

(ウ) メタルラス、ワイヤラスなど金属材による下地類について計測する必要があるときは、原則としてその主仕上の数量による。壁胴縁は、仕上下地の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法に基づく面積を数量とする。

#### ⑨ 左官材

ア (ア) 左官材による笠木、水切、幅木、ボーダー、側溝などの数量は、原則として設計寸法又は図示の寸法による高さ、幅又は糸尺ごとの延べ長さによる。

(イ) 左官材による表面処理は、原則として計測の対象としない。必要あるときは表面処理すべき主仕上の数量による。

イ (ア) モルタル下地、ラスこすりなど左官材による下地類について計測する必要があるときはその主仕上の数量による。

(イ) 建具類の周囲モルタル充てんなどについて計測する必要があるときは、建具類の内法寸法に基づく周長を数量とする。

#### ⑩ 木製建具

ア (ア) 木製建具類は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状などにより区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。

(イ) 塗装などの表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

(ウ) 附合物のうち建具金物などについて計測する必要があるときは、その規格、仕様などごとの組数又は個数を数量とする。

(エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

#### ⑪ 金属製建具類

ア (ア) 金属製建具類は表面処理、主仕上、附合物、仕上下地及び枠類を複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状などにより区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。

(イ) 塗装などの表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

(ウ) 附合物のうち特殊な金物などについて計測する必要があるときは、その規格仕様などごとの組数又は個数を数量とする。

- (エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。
- (オ) 強化ガラス、アクリルなどによる建具類の計測については、原則として材種を明記し、金属製建具類の定めを準用する。

#### ⑫ ガラス材

- ア (ア) 全面がガラスである建具類のガラスについて計測する必要があるときは、材質規格などごとに、原則として建具類の内法寸注による面積を数量とする。ただし、かまち、方立、棧などの見付幅が 0.1mを超えるものがあるときは、その見付幅を差し引いた寸法を内法寸法とみなす。
- (イ) 額入建具などのガラスについて計測する必要があるときは、原則として図示の寸法による。
- (ウ) 特殊寸法、特殊形状あるいは特殊な性質を有するガラス材については、図示の寸法による。
- (エ) トップライト、デッキガラス、ガラスブロック、アートブロックなどのガラス材による主仕上の数量は、図示の寸法による面積又は箇所数による。枠金物のあるトップライト、デッキガラスなどは、ガラスを主仕上とする仕上ユニットとみなし、枠金物としては計測の対象としない。
- (オ) 鏡などガラス加工品の数量は、図示の形状、寸法による枚数又は箇所数による。
- (カ) ガラス類の清掃、養生などを計測する必要があるときはガラスの数量による。
- (キ) パテ、シール、コーキング、ガスケットなどについて計測する必要があるときはガラスの設計寸法に基づく周長を数量とする。

#### ⑬ 塗装材

- ア・イ (ア) 塗装材による表面処理の数量は、原則として表面処理すべき主仕上の数量による。
- (イ) 表面に凹凸がある場合など複雑な主仕上又は役物類などの塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、主仕上の表面の糸尺による長さを設計寸法とする面積を数量とする。建具類又は鉄骨などの塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、適切な統計値によることができる。

#### ⑭ 内(外)装材

- ア (ア) 布張り、紙張りなどの重ね代は計測の対象としない。
- (イ) 内外装材による主仕上の底目地、ジョイント工法による目地などは、主仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法に基づく長さ又は箇所数を数量とする。
- (ウ) たたみ、じゅうたんなどの数量は、図示の寸法による面積又は枚数による。
- イ 仕上下地としての布張り、紙張りの重ね代は計測の対象としない。

#### ⑮ 仕上ユニット

- ア (ア) 間仕切ユニットなどは、材種、規格などにより区別し、設計寸法又は図示の寸法による面積又は箇所数を数量とする
- (イ) 仕上ユニットとしての浴室、便所などは、図示の性能、形状などごとに組数又は個数を数量とする。
- (ウ) 家具、備品、スクリーンなどは、図示の寸法による組数又は個数を数量とする。

(エ) 造付の家具、カウンター、浴槽、シンク、換気塔などは、表面処理、主仕上附合物、仕上下地を複合して仕上ユニットとみなし、個数又は箇所数を数量とすることができる。

⑩ カーテンウォール

ア (ア) コンクリート材、金属材などによる外壁のカーテンウォールは、仕上ユニットとみなし、その数量は原則として図示の形状、寸法による面積又はユニットの個数による。

(イ) カーテンウォールの建具類又はガラスについて計測する必要があるときは、それぞれ⑪の金属製建具類又は⑫のガラス材の定めによる。

(ウ) 方立、力骨、取付金物、エキスパンション、ジョイント、シーリング、さび止め処理などは、仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。計測の必要があるときは図示の寸法に基づく長さ又は面積を数量とする。

⑪ その他

ア・イ 防音、防湿など特別の目的のある材料もしくは前記の材種に区別することが適当でない材料又は区別することができない材料による仕上又は仕上下地の計測については、原則として材種又は材質の近似する材種の特則を準用し、必要に応じて適当な名称を付して区別する。ただし、その材料について特別の定めがある場合は、その定めによる。

## VII 電気設備

### 1 共通工事

#### (1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

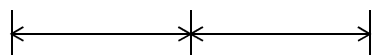
#### (2) コンクリート工事

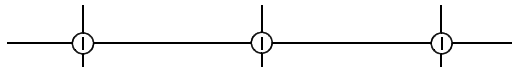
建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

#### (3) 配管配線工事

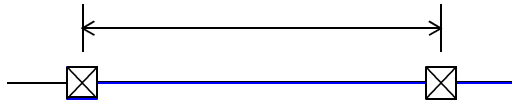
統計単価によりがたい場合は次による。

- ① 建物別（棟別）、工事種目別、科目別並びに屋内又は屋外工事別に区分する。
- ② 電線保護管等は種別、寸法別とし、いんぺい、露出、幹線、分岐別に区分する。
- ③ 配管配線は、階別に明示する。
- ④ 位置ボックス、ジョイントボックスは使用区分により区分する。
- ⑤ プルボックス、ダクト、ラック類は、形式、寸法、材料、仕上別に区分する。
- ⑥ 電線ケーブル類は、規格、寸法別、幹線、分岐別、保護材料別及び工事方法別に区分する。
- ⑦ ケーブルの端末処理は、規格、寸法別に個数を算出する。
- ⑧ 配管配線の平面図上における寸法（長さ）の起点、端末の位置は次による。  
ア 位置ボックス相互間は、各位置ボックスの中心とする。



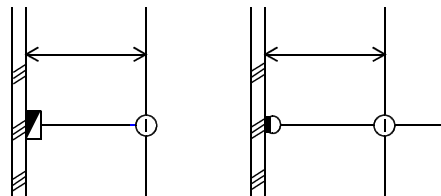


イ プルボックス相互間は、各プルボックスの中心とする。

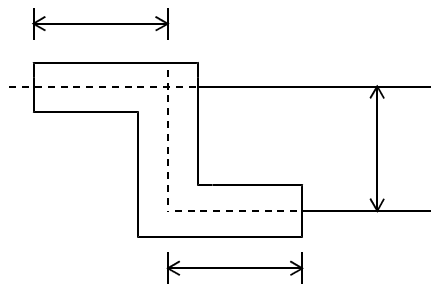


ウ 分電盤、制御盤、端子盤類の起点は、図上の中心の壁面とする。

エ 壁面に取付く位置ボックスは、壁面に接する中心とする。



オ ダクト内配線は布設方向の中心寸法とする。



カ 配管配線は原則として図面上の平面部分と立上り、引下げ部分とに区分する。

⑨ 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

電線	10 %
ケーブル	10 %
電線管	10 %

#### (4) 接地工事

- ① 接地種別、接地極別、材質、寸法別に箇所数を算出する。
- ② 接地端子箱は記号別に区分する。
- ③ 接地極埋設標を計上する。

#### (5) 塗装工事

- ① 塗装工事を必要とする鋼材などは、その部分の外表面積とする。
- ② 複合単価に塗装費を含む材料については、計測の対象としない。

#### (6) はつり工事

- ① 配管がコンクリート壁を貫通する場合は、貫通口径又は断面積、コンクリート壁の厚さ別の数量（箇所）とする。
- ② 溝はつりの場合は、はつり幅と深さにより区別し、床、壁、天井別に長さを算出する。
- ③ 面はつりの場合は、はつり部分の面積を算出する。

(7) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量による。

2 各設備工事

(1) 電灯設備

電灯設備に関して〇〇〇〇（起業者が別途定める補償金算定標準書等を記入する。）による場合は、建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント、分電盤の器具ごとの規格（コンセントは埋込、露出の別及び口数等、スイッチは埋込、露出の別及び連数、分電盤は回路数）及び数量を算出する。

なお、〇〇〇〇（起業者が別途定める補償金算定標準書等を記入する。）によりがたい場合は次による。

① 配線器具

ア タンブラスイッチは、極数、容量、形状などによる組合せ（プレート共）を単位として算出する。

イ コンセントは、壁付、床付に区別し、極数、容量、形状などによる組合せ（プレート共）を単位として算出する。またプラグ付の場合はその旨明示する。

ウ その他の配線器具などについては上記に準ずる。

② 照明器具

ア 照明器具は、形式、記号などにより区分する。

イ 数量は、回路別、階別又は室別に区分し集計表を作成する。

③ 分電盤

分電盤は、名称、記号、形式別及び階別に区分する。

④ その他

その他の機材は上記に準ずる。

(2) 動力設備

① 制御盤

ア 制御盤は名称、記号、形式別負荷容量別及び階別に区分し集計表を作成する。

イ モーターへの結線材料は、可とう電線管などを規格別に計上する。

(3) 避雷設備

① 突針種別、支持パイプの記号寸法別に区分する。

② むね上導体、導線は、規格、寸法別とし、支持金物は支持方法別に区分する。

(4) 構内配電線路

① 架空線路

ア 電柱、支柱及び支線柱は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ 装柱材料等は、種別、規格及び寸法別に区分する。

ウ 支線は、規格及び寸法別に区分し、箇所数を計上する。



- エ 架空電線及び引込線は、規格及び寸法別に区分する。
- オ 高圧引下線、低圧引下線及び通信引下線は、規格及び寸法別に区分する。
- カ 柱上変圧器、気中開閉器等は、電気方式、種別及び容量別に計上する。

② 地中線路

- ア 地中ケーブルの保護材料は、種別、規格及び寸法別に区分する。
- イ マンホール及びハンドホールは、記号及び寸法別に区分する。
- ウ 暗きょ内に布設するケーブルラック等は、形式、寸法、材質及び仕上別に区分する。

(5) 受変電設備

- ① 高低圧配電盤などは、形式、構造、規格別により区分する。
- ② 監視制御盤、継電器盤類は、形式、構造別などにより区分する。
- ③ 直流電源装置は、形式、構造、規格、容量などにより区分する。
- ④ 変圧器は、電気方式、絶縁方式、容量別に区分する。
- ⑤ 交流しゃ断器は、種別、規格別により区分する。
- ⑥ 高圧（特別高圧）進相コンデンサなどは、規格、容量別により区分する。
- ⑦ 断路器は、極数、容量、操作方式別により区分する。
- ⑧ 高圧負荷開閉器、その他機器類は、電気方式、定格、容量別により区分する。
- ⑨ 各機器類に対応する付属品類を計上する。
- ⑩ 電線、ケーブル類、保護材料などは、1 共通工事(3)の当該事項による。
- ⑪ 制御用ケーブルなどは、⑩によるほか、機器相互間の長さを規格別、系統別に計上する。
- ⑫ バスダクトは、構造、規格、容量別に所要長さを計上し、付属品はエルボ、ティーエンドクローザーなどに区分する。
- ⑬ 接地母線、分岐線は第1種、第2種、第3種、特別第3種などの接地工事の種類により区分する。

(6) 自家発電装置

- ① 交流発電機、原動機は、形式、構造、性能、容量などにより区分する。
- ② 配電盤などは、(5)②による。
- ③ 燃料槽、減圧水槽などは、材質、容量別に計上する。
- ④ その他の機器類は、(5)①～⑨による。
- ⑤ 燃料油、冷却水、排気用配管などは、系統別、管種別、寸法別に区分する。
- ⑥ 上記以外の工事材料については、(5)⑩～⑬による。

(7) 電話設備

電話設備に関して統計単価による場合は、電話機設置箇所数量を計上する。  
統計単価によりがたい場合は次による。

- ① ボックス類  
壁付位置ボックス、フロアボックスに区分する。
- ② フロアダクト  
種別、寸法別に区分する。
- ③ 端子盤類

端子盤は、記号、形式、構造、容量別及び階別に区分する。

- (8) インターホン設備、電気時計・拡声設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備  
インターホン、電気時計、拡声、テレビ共聴及び火災報知装置などの機器類は、形式、記号別に区分する。
- (9) 構内交換設備
- ① 交換機は、形式、構造、容量などにより区分する。
  - ② 局線中継台は、形式、構造などにより区分する。
  - ③ 本配線盤類は、形式、構造、容量などにより区分する。
  - ④ 電源装置は、形式、構造、定格、容量などにより区分する。
  - ⑤ 電話機は、形式別に区分する。
  - ⑥ その他の計器類については、上記に準ずるものとする。
  - ⑦ 電線、ケーブル、保護材料などは、1(3)の当該事項による。

## VII 電気設備以外の設備

### 1 共通工事

#### (1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

#### (2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

#### (3) 配管工事

統計単価によりがたい場合は次による。

- ① 建物別、工事種目別、科目別、用途別、管種別、施工場所別、呼び径別に区分する。
- ② 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

屋内配管	鋼	管	10 %
	銅	管	5 %
	鉛	管	5 %
		硬質塩ビ管	10 %
屋外配管	鋼	管	5 %
		硬質塩ビ管	5 %

#### (4) 保温工事

- ① 工事科目別などに区分する。
- ② 配管の保温数量は、保温工事を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の保温数量は、保温工事を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ チャンバー及び消音エルボの吸音材の内張数量は、その鉄板の設計数量とする。
- ⑤ 機器類、槽類で保温を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑥ 室内冷水管、冷温水管に取り付ける呼び径65以上の弁、ストレーナーなどの保温工事は、区分する。

#### (5) 塗装工事

- ① 工事科目別などに区分する。
- ② 配管の塗装数量は、塗装を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の塗装数量は、塗装を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ 機器類で塗装を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑤ 複合単価に塗装費を含む材料については、数量計測の対象としない。

(6) はつり工事

- ① 工事科目別などに区分する。
- ② 壁又は床を配管もしくは風道が貫通する場合は、貫通口径、断面積、コンクリートの厚さ別の数量（箇所）とする。
- ③ 溝はつりの数量は、はつり幅、深さ別の長さを計測する。
- ④ 面はつりの数量は、はつり部分の面積を計測する。

(7) スリーブ入れ

- ① スリーブの数量はスリーブの口径別、コンクリート壁の厚さ別に区分して計算する。
- ② 箱入れ数量は、貫通口の断面積、コンクリートの梁又は壁の厚さ別に区分して計算する。

(8) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量などによる。

2 給排水衛生設備

給排水設備に関して統計単価による場合は、器具設置数量を計上する。

給排水設備の器具設置数量は、建物に設置されている水栓、水洗便器、手洗器、洗面器等の合計数とする。

統計単価によりがたい場合は次による。

(1) 衛生器具設備

衛生器具は、種類、規格、寸法、記号など別に区分する。

(2) 給排水設備の機器

- ① ポンプ類、給湯ボイラ、貯油槽、高置水槽、受水槽、ガス湯沸器、屋内消火栓箱、厨房器具などの各機器は、工事科目、形式、能力、容量、規格寸法など別又は記号別に区分して数量を計算する。
- ② 弁、水栓類、ボールタップ、弁きょう、量水器、排水トラップ、掃除口、排水金物、可とう継手、防振継手などの各機器は、形式、規格、呼び径別などに区分して数量を計測する。
- ③ 弁ます、量水器ます、ためます、インバートますなどのます類については、記号別、GLから管底までの深さ別に区分して組数を計算する。

3 空気調和設備

(1) 空気調和設備

① ボイラ及び付属機器設備

ア ボイラ、空調用ポンプ類、熱交換器、還水槽、地下貯油槽、サービスタンク、膨張水槽、管寄せ、温風暖房器、送風機などの数量は、形式、能力、容量、規格寸法などの別又は記号別に区分して計算する。

イ 鋼板製煙道は、板厚別に外周面積を計算する。

② 冷凍機設備

冷凍機、冷却塔及び冷却水ポンプは、①アに準ずる。

③ 空気調和機設備

ユニット型空気調和機、パッケージ型空気調和機、全熱交換器、ファンコイルユニット、送風機、集じん器などの機器は、①アに準ずる。

④ 風道設備

ア 建物別、工事科目別に、矩形風道、スパイラルダクト、円形風道（排煙用）の名称別に分け、矩形風道は板厚別に、スパイラルダクト及び円形風道は口径別に区分し、さらに、各階別、系統別、設置場所別（屋内露出、天井内、ダクトシャフト内、屋外露出など）に区分する。

イ 風道の長さは、ダクトの中心線の長さを計測する。

⑤ 風道付属品

ア フレキシブルダクトの数量は口径別に区分し、長さを計測する。

イ 風道と送風機を連結するたわみ継手の数量は、送風機の仕様（形番、両吸込み形、片吸込み形）別に区分し、箇所数を計算する。風道と空調機を連結する場合は、長さを計測する。

ウ ガラリは、材質及び形状、大きさ（幅×高さ）別に区分して計測する。

エ チャンバーの数量は、名称、板厚、大きさ別に区分し、表面積を計測する。

⑥ 仕切弁、玉形弁、安全弁、圧力計、温度計、伸縮継手、可とう継手、防振継手、ストレーナー、ボールタップなどの器具は、2(2)②に準ずる。

(2) 換気設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

(3) 排煙設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

4 昇降設備

必要に応じて計上する。

5 その他設備

必要に応じて計上する。

## IX 解体

解体工事は、次によるものとする。

1 仮設工事

立地条件、工法、使用機材などを十分考慮する。

(1) 外部足場

足場面積によるものとする。

(2) 内部足場

必要部分の床面積により算出する。

(3) 養生

セーフティネット、シート、金網及び朝顔などの必要なものを計上する。

(4) その他

その他必要に応じて計上する。

2 直接解体

(1) 労務費

① 鉄筋コンクリート造

ア ブレーカ工法、スチールボール工法、ジャッキ工法及び圧砕工法などの工法別に区別する。

イ 地上部分と地下部分に区分する。

② 鉄骨造

①に準ずる。

(2) 機械器具費

解体に要する機械損料、工具損料、損耗品、燃料及びそれらの運搬費などを計上する。

3 廃棄材処理

(1) ガラ処理

解体の際、発生するガラを捨てるための運搬費、捨て場代などで、場所、条件などを考慮する

(2) 発生材

解体の際、発生する市場価値のある材を種別、等級などに区別して計上する。

## 別表 統計数量表

### 第1 総則

#### 1 用途の取扱い

統計数量表で区分する用途以外の用途については、表(1)による区分に応じ、それぞれの用途の統計数量表を適用することができるものとする。

表(1)

用 途	適用することができる範囲
専 用 住 宅	併用（店舗、事務所等）住宅、医院等で構造く体の形状が専用住宅に類似するものを含むものとする。
共 同 住 宅	マンション、アパート、家族寮、独身寮、病院、診療所、老人ホーム等で構造く体の形状が共同住宅に類似するものを含むものとする。
店舗・事務所	銀行、信用金庫、郵便局、公民館等で構造く体の形状が店舗又は事務所に類似するものを含むものとする。 なお、大型小売店舗等で構造く体の形状が他の用途に類似する場合は、その用途を認定し、適用することができるものとする。
工場・倉庫	作業所、畜舎等で構造く体の形状が工場又は倉庫に類似するものを含むものとする。
校舎・園舎	旅館・ホテル等で構造く体の形状が校舎、園舎に類似するものを含むものとする。 なお、学校等のその他の施設（事務室、給食室等）については、その構造く体の形状によって、他の用途を適用するものとする。
車 庫	基礎（土台）、屋根、壁等があり建物として取り扱うことができるもの。

注 本表で適用することが困難な公衆浴場、劇場、映画館、体育館、神社、仏閣、教会、土蔵等については、原則として、別途個別に各数量を計算するものとする。

#### 2 統計数量の取扱い

統計数量表に定める諸率の適用方法については、次条以下に定めるところによる。この場合において、次条以下の表により算出された数値が、それぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

#### 3 階層の取扱い

統計数量表の階層の認定は、次式により算出した数値を基に表(2)の区分により行うものとする。

$$\text{階層率} = \text{建物延べ床面積} \div \text{1階床面積}$$

表(2)

階層率	適用階層
1.30未満	1階
1.30以上 2.30未満	2階
2.30以上 3.30未満	3階
3.30以上 4.30未満	4階
4.30以上 5.30未満	5階
5.30以上 6.30未満	6階
6.30以上 7.30未満	7階
7.30以上 8.30未満	8階
8.30以上 9.30未満	9階
9.30以上 10.30未満	10階
10.30以上 11.30未満	11階
11.30以上 12.30未満	12階
12.30以上 13.30未満	13階
13.30以上 14.30未満	14階
14.30以上 15.30未満	15階

## 第2 土工（基礎）関係

### 1 工種別の数量

基礎に係る工種別の数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{数量} = \text{1階床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{杭地業による補正率} \times \text{地盤状況による補正率})$$

#### イ 統計数量値

各工種の数量値は、表(5)から(9)の構造用途等の区分によるものとする。

ただし、表(5)及び(6)の鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のラーメン式及び壁式の基礎コンクリートは、表(12)及び(13)のく体コンクリートに含まれているので重複計上に注意すること。

また、統計数量値には、地下階の数量は含まれていないので地下階がある場合には、その地下階部分の数量を別途算出して計上するものとする。

ロ 杭地業による補正

杭地業による補正は、杭地業の有無により、補正率として表(3)の区分を用いる。

ただし、補正は、根切、基礎コンクリートについて行う。

表(3)

杭地業の有無	根切	基礎コンクリート
有	0.80	0.90
無	1.00	1.00

ハ 地盤状況（地耐力）による補正

地盤状況（地耐力）による補正は、地盤状況（地耐力）の状況により、補正率として表(4)の区分を用いる。

ただし、杭地業がある場合は、補正の対象としない。

また、補正は、根切、基礎コンクリートについて行う。

表(4)

地盤状況	判断基準となる地耐力 〔t f / m <sup>2</sup> 〕	補正率
硬質地盤	20 t f 以上	0.90
普通地盤	5 t f 以上 20 t f 未満	1.00
軟弱地盤	5 t f 未満	1.10

注 地盤の状況は、補償建物の存する敷地における基礎の底面での地耐力で判定するものとするが、地耐力は当該建物の建築時のボーリング調査又は近隣地域におけるボーリング調査資料を参考として判断することができるものとする。



土工（基礎）関係統計数量表

表(5)

構造		鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）						
区分		ラーメン式						
階層	工種	単位	専用住宅	共同住宅	店舗・事務所	工場・倉庫	校舎・園舎	
1	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	1.26	1.16	1.21	1.33	1.35
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.51	0.47	0.49	0.53	0.53
2	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	1.76	1.63	1.69	1.86	1.89
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.66	0.61	0.63	0.68	0.68
3	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	2.26	2.10	2.17	2.39	2.43
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.81	0.75	0.78	0.84	0.84
4	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	2.76	2.56	2.65	2.92	2.97
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.96	0.89	0.92	1.00	1.00
5	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	3.27	3.03	3.13	—	3.51
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	1.11	1.03	1.07	—	1.16
6	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	3.77	3.49	3.62	—	4.05
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	1.26	1.17	1.22	—	1.31
7	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	—	3.96	4.10	—	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	1.31	1.36	—	—
8	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	—	4.42	4.58	—	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	1.45	1.51	—	—
9	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	—	4.89	5.06	—	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	1.59	1.65	—	—
10	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	—	5.35	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	1.73	—	—	—
11	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	—	5.82	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	1.87	—	—	—
12	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	—	6.29	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	2.01	—	—	—
13	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	—	6.75	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	2.15	—	—	—
14	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	—	7.22	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	2.29	—	—	—
15	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	—	7.68	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	2.43	—	—	—

注1 各工種の数量は、1階床面積1㎡当たりの数量である。

2 基礎コンクリートには、土間コンクリート分が含まれていないので、施工されている場合には、別途個別に算出して計上するものとする。〔以下表(6)から(9)についても同じ。〕

構 造		鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）						
区 分		ラーメン式						
階層	工 種	単 位		専 用 住 宅	共 同 住 宅	店 舗 ・ 事 務 所	工 場 ・ 倉 庫	校 舎 ・ 園 舎
全階層	砂利・割石敷	1階床面積	㎡	0.089	0.077	0.070	0.075	0.089
	捨コンクリート	〃	㎡	0.046	0.051	0.055	0.041	0.049

表(6)

構 造		鉄筋コンクリート造（RC造）						
区 分		壁 式						
階層	工 種	単 位		専 用 住 宅	共 同 住 宅	店 舗 ・ 事 務 所	校 舎 ・ 園 舎	
1	根 切	1階床面積	㎡	1.22	1.13	1.17	1.31	
	基礎コンクリート	〃	㎡	0.49	0.45	0.47	0.51	
2	根 切	1階床面積	㎡	1.71	1.58	1.64	1.83	
	基礎コンクリート	〃	㎡	0.64	0.59	0.61	0.66	
3	根 切	1階床面積	㎡	2.19	2.03	2.10	2.36	
	基礎コンクリート	〃	㎡	0.78	0.72	0.75	0.82	
4	根 切	1階床面積	㎡	2.68	2.48	2.57	2.88	
	基礎コンクリート	〃	㎡	0.93	0.86	0.90	0.97	
5	根 切	1階床面積	㎡	3.17	2.94	3.04	3.40	
	基礎コンクリート	〃	㎡	1.08	1.00	1.04	1.12	
6	根 切	1階床面積	㎡	3.66	3.39	3.51	3.93	
	基礎コンクリート	〃	㎡	1.23	1.13	1.18	1.27	

構 造		鉄筋コンクリート造（RC造）						
区 分		壁式						
階	工 種	単 位	専 用	共 同	店 舗 ・	校 舎 ・		

層				住宅	住宅	事務所	園舎
全階層	砂利・割石敷	1階床面積	m <sup>3</sup>	0.089	0.077	0.070	0.089
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.046	0.051	0.055	0.049

表(7)

構造		重量鉄骨造 (S造)						
区分		肉厚4mmを超え9mm未満のもの及び肉厚9mm以上のもの						
階層	工種	単位	専用住宅	共同住宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車庫	
1	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	1.01	1.01	0.86	0.73	0.73
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.419	0.419	0.317	0.257	0.257
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	2.95	2.95	2.95	2.84	2.84
	鉄筋	〃	t	0.141	0.141	0.117	0.146	0.146
2	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	1.41	1.41	1.20	1.02	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.586	0.586	0.444	0.360	—
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	2.78	2.78	2.78	2.68	—
	鉄筋	〃	t	0.143	0.143	0.118	0.148	—
3	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	1.81	1.81	1.54	1.32	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.753	0.753	0.570	0.463	—
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	2.61	2.61	2.61	2.51	—
	鉄筋	〃	t	0.145	0.145	0.120	0.150	—
4	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	2.22	2.22	1.88	1.61	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.921	0.921	0.697	0.566	—
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	2.43	2.43	2.43	2.34	—
	鉄筋	〃	t	0.146	0.146	0.121	0.152	—
5	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	—	2.62	2.23	—	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	—	1.088	0.824	—	—
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	—	2.26	2.26	—	—
	鉄筋	〃	t	—	0.148	0.123	—	—

注 本表の型枠・鉄筋については、基礎コンクリート1m<sup>3</sup>当たりの数量である。〔以下表(8)から(9)についても同じ。〕

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚4mmを超え9mm未満のもの及び肉厚9mm以上のもの						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 同 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車庫
全階層	砂利・割石敷	1階床面積	m <sup>3</sup>	0.108	0.099	0.070	0.083	0.083
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.025	0.049	0.053	0.044	0.044

表(8)

構 造		軽量鉄骨造 (L G S 造)						
区 分		肉厚 4 mm未満のもの						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 同 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車 庫
1	根 切	1階床面積	m <sup>3</sup>	0.48	0.48	0.47	0.40	0.40
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.081	0.081	0.081	0.094	0.094
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.020	0.020	0.018	0.015	0.015
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.120	0.120	0.110	0.102	0.102
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.90	8.90	7.75	6.75	4.91
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	0.114	0.114
2	根 切	1階床面積	m <sup>3</sup>	0.58	0.58	0.56	0.48	—
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.097	0.097	0.097	0.113	—
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.024	0.024	0.022	0.018	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.144	0.144	0.132	0.122	—
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.46	8.46	7.36	6.41	—
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	0.114	—
3	根 切	1階床面積	m <sup>3</sup>	0.72	0.72	0.71	—	—
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.122	0.122	0.122	—	—
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.030	0.030	0.027	—	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.180	0.180	0.165	—	—
	型 枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	7.57	7.57	6.59	—	—
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	—	—

表(9)

構造		コンクリートブロック造 (CB造)						
区分		—						
階層	工種	単位	専 住	用 宅	共 同 宅	店 舗 ・ 事 務 所	工 場 ・ 倉 庫	車 庫
1	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	0.57	0.57	0.57	0.64	0.64
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.112	0.112	0.112	0.127	0.127
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.021	0.021	0.021	0.026	0.026
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.192	0.192	0.192	0.253	0.253
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.65	8.65	8.65	9.51	9.51
	鉄筋	〃	t	0.082	0.082	0.082	0.103	0.103
2	根切	1階床面積	m <sup>3</sup>	0.68	0.68	0.68	0.77	—
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup>	0.134	0.134	0.134	0.152	—
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.025	0.025	0.025	0.031	—
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup>	0.230	0.230	0.230	0.304	—
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.22	8.22	8.22	9.03	—
	鉄筋	〃	t	0.082	0.082	0.082	0.103	—

注 梁、屋根部分がコンクリートで施工されている場合には、その部分を別途個別に算出して計上するものとする。

### 第3 く体コンクリート量関係

鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造) 及び鉄筋コンクリート造 (RC造) のく体コンクリート等に係る数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{延床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{階高補正率})$$

$$\text{型枠・鉄筋} = \text{コンクリート量} \times \text{統計数量値}$$

#### イ 統計数量値

コンクリート量の数量値は、表(12)から(13)の構造、区分(ラーメン式・壁式)及び用途によるものとする。

ただし、コンクリート量には、表(5)及び(6)の基礎コンクリート量を含むものとする。

#### ロ 階高による補正

統計数量値の階高は3m未満を基準としたものであり、階高が3m以上の場合は、表(10)による補正を行うものとする。

ただし、補正は、コンクリート量についてのみ行うものとする。

表(10)

項目	階高	3m未満	3m以上 4m未満	4m以上 5m未満	5m以上 6m未満	6m以上 7m未満	7m以上
	補正率		1.00	1.06	1.18	1.30	1.42

ハ SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱い

SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱いは、次により行うものとする。

(1) 鉄骨量

鉄骨量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

注 統計数量値は、表(11)の区分による。

表(11)

用途	延床面積当たりの鉄骨量
共同住宅	0.053 t
事務所 店舗	0.085 t
工場 倉庫	0.073 t
校舎 園舎	0.059 t

(2) く体コンクリート量

SRC造建物のコンクリート量は、統計数量値によって算出したコンクリート総量から、次式によって算出した数量を控除するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{く体コンクリート量総量} - [\text{鉄骨量} \times 0.127 \text{ m}^3]$$

注 鉄骨量7.85 t 当たりコンクリート1.00 m<sup>3</sup>を基準としている。

(3) 型枠の取扱い

SRC造建物の型枠については、RC造として算出したコンクリート量を基準として算出するものとする。

(4) 鉄筋の取扱い

SRC造建物の鉄筋については、RC造として算出したコンクリート量から鉄骨分のコンクリート量を控除した数量を基準として算出するものとする。

く体コンクリート量等関係統計数量表

表(12)

構 造		鉄筋コンクリート造 (RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)					
区 分		ラーメン式					
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積			
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上
専 用 住 宅	1	コンクリート	㎡	1.02	0.99	0.94	0.90
		型 枠	㎡	6.44	6.17	5.80	5.47
		鉄 筋	t	0.133	0.133	0.133	0.133
	2	コンクリート	㎡	1.00	0.97	0.92	0.88
		型 枠	㎡	6.50	6.23	5.85	5.52
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.137	0.137
	3	コンクリート	㎡	0.99	0.95	0.91	0.87
		型 枠	㎡	6.56	6.28	5.91	5.56
		鉄 筋	t	0.141	0.141	0.141	0.141
	4	コンクリート	㎡	0.97	0.94	0.89	0.85
		型 枠	㎡	6.61	6.33	5.96	5.61
		鉄 筋	t	0.145	0.145	0.145	0.145
	5	コンクリート	㎡	0.95	0.92	0.88	0.84
		型 枠	㎡	6.67	6.39	6.01	5.66
		鉄 筋	t	0.149	0.149	0.149	0.149
	6	コンクリート	㎡	0.93	0.90	0.86	0.82
		型 枠	㎡	6.72	6.44	6.06	5.71
		鉄 筋	t	0.152	0.152	0.152	0.152

注1 コンクリート量は、建物の延床面積1㎡当たりの数量である。ただし、土間コンクリートは含まれていないため、別途個別計算をして計上するものとする。

2 型枠は、コンクリート量1㎡当たりの数量である。

3 鉄筋は、コンクリート量1㎡当たりの数量である。

[以下表(13)について同じ。]





11	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.78	0.75	0.72	0.69	0.66	0.64	0.61
	型 枠	m <sup>2</sup>	7.00	6.71	6.31	5.95	5.68	5.43	5.10
	鉄 筋	t	0.171	0.171	0.171	0.171	0.171	0.171	0.171
12	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.76	0.74	0.70	0.67	0.65	0.63	0.60
	型 枠	m <sup>2</sup>	7.06	6.76	6.36	5.99	5.72	5.47	5.14
	鉄 筋	t	0.175	0.175	0.175	0.175	0.175	0.175	0.175
13	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.75	0.72	0.69	0.66	0.63	0.61	0.59
	型 枠	m <sup>2</sup>	7.12	6.82	6.41	6.04	5.77	5.52	5.18
	鉄 筋	t	0.179	0.179	0.179	0.179	0.179	0.179	0.179
14	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.73	0.71	0.67	0.64	0.62	0.60	0.57
	型 枠	m <sup>2</sup>	7.17	6.87	6.46	6.09	5.81	5.56	5.22
	鉄 筋	t	0.183	0.183	0.183	0.183	0.183	0.183	0.183
15	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.72	0.69	0.66	0.63	0.61	0.59	0.56
	型 枠	m <sup>2</sup>	7.23	6.92	6.51	6.14	5.86	5.60	5.26
	鉄 筋	t	0.186	0.186	0.186	0.186	0.186	0.186	0.186

構 造		鉄筋コンクリート造 (RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)									
区 分		ラーメン式									
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積							
				200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未満	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未満	3000m <sup>2</sup> 以上 5000m <sup>2</sup> 未満	5000m <sup>2</sup> 以上 10000m <sup>2</sup> 未満	
店 舗 事	1	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.98	0.95	0.90	0.86	0.83	0.80	0.77	0.74
		型 枠	m <sup>2</sup>	6.44	6.17	5.80	5.47	5.22	5.00	4.69	4.44
		鉄 筋	t	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133
	2	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.96	0.93	0.89	0.85	0.82	0.79	0.75	0.72
		型 枠	m <sup>2</sup>	6.50	6.23	5.85	5.52	5.27	5.04	4.73	4.48
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137
	3	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.95	0.91	0.87	0.83	0.80	0.78	0.74	0.71
		型 枠	m <sup>2</sup>	6.56	6.28	5.91	5.56	5.31	5.08	4.77	4.52
		鉄 筋	t	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141
	4	コンクリート	m <sup>3</sup>	0.93	0.90	0.86	0.82	0.79	0.76	0.73	0.70
		型 枠	m <sup>2</sup>	6.61	6.33	5.96	5.61	5.36	5.13	4.81	4.56
		鉄 筋	t	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145
		コンクリート	m <sup>3</sup>	0.91	0.88	0.84	0.80	0.77	0.75	0.71	0.69





表(13)

構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)					
区分		壁式					
用途	階層	種別	単位	延床面積			
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上
専用住宅	1	コンクリート	㎡	0.99	0.96	0.91	0.87
		型枠	㎡	7.51	7.19	6.76	6.37
		鉄筋	t	0.100	0.100	0.100	0.100
	2	コンクリート	㎡	0.97	0.94	0.90	0.86
		型枠	㎡	7.57	7.25	6.82	6.43
		鉄筋	t	0.102	0.102	0.102	0.102
	3	コンクリート	㎡	0.96	0.92	0.88	0.84
		型枠	㎡	7.64	7.32	6.88	6.48
		鉄筋	t	0.105	0.105	0.105	0.105
	4	コンクリート	㎡	0.94	0.91	0.86	0.83
		型枠	㎡	7.70	7.38	6.94	6.54
		鉄筋	t	0.108	0.108	0.108	0.108
	5	コンクリート	㎡	0.92	0.89	0.85	0.81
		型枠	㎡	7.77	7.44	7.00	6.59
		鉄筋	t	0.111	0.111	0.111	0.111
	6	コンクリート	㎡	0.91	0.87	0.83	0.80
		型枠	㎡	7.83	7.50	7.06	6.65
		鉄筋	t	0.114	0.114	0.114	0.114







#### 第4 く体鉄骨量関係

鉄骨造建物のく体に係る鉄骨量は、次式によって算出するものとする。ただし、統計数量値には、内外階段は含まれるが、デッキプレート、材料、製品、工具等の収納棚、歩行（点検）路等の造作に係る鉄骨量は含まれていないので、これについては別途個別に算出して計上するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

##### イ 統計数量値

鉄骨量の数量値は、表(14)から(16)の重量鉄骨造、軽量鉄骨造、肉厚の区分及び用途によるものとする。

##### ロ クレーンが設置されている場合の補正

建物に走行クレーンが設置されている場合は、次式により鉄骨量の補正を行うことができるものとする。

$$\text{鉄骨量} = \{[S_1 \times (V \times 1.1)] + [S_2 \times V]\}$$

$$V = \text{統計数量値}$$

$$S_1 = \text{走行クレーンの可動（設置）する床面積}$$

$$S_2 = \text{走行クレーンの可動（設置）しない床面積}$$

$$\text{ただし、} S_1 + S_2 = \text{床面積}$$



く体鉄骨量関係統計数量表

表(14)

構造		重量鉄骨造 (S造)						
区分		肉厚9mm以上のもの						
用途	階層	平均階高	延床面積					3000m <sup>2</sup> 以上
			200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未満	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未満	
専用住宅	1	3m未満	92kg	91kg	90kg	—	—	—
		3m以上 4m未満	95	94	92	—	—	—
		4m以上 5m未満	99	98	97	—	—	—
		5m以上	104	103	101	—	—	—
	2	3m未満	106	105	103	—	—	—
		3m以上 4m未満	109	108	106	—	—	—
		4m以上 5m未満	114	113	111	—	—	—
		5m以上	120	118	116	—	—	—
	3	3m未満	120	119	117	—	—	—
		3m以上 4m未満	123	122	120	—	—	—
		4m以上 5m未満	129	128	126	—	—	—
		5m以上	135	134	132	—	—	—
	4	3m未満	134	132	130	—	—	—
		3m以上 4m未満	137	136	134	—	—	—
		4m以上 5m未満	144	142	140	—	—	—
		5m以上	151	149	147	—	—	—

注 鉄骨量は、建物の延床面積1m<sup>2</sup>当たりの数量である。

[以下表(15)から(16)について同じ]

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m <sup>2</sup> 未滿	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未滿	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未滿	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未滿	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未滿	3000m <sup>2</sup> 以上
共同住宅	1	3m未滿	92kg	91kg	90kg	89kg	88kg	87kg
		3m以上 4m未滿	95	94	92	91	90	89
		4m以上 5m未滿	99	98	97	95	94	93
		5m以上	104	103	101	100	99	98
	2	3m未滿	106	105	103	102	101	100
		3m以上 4m未滿	109	108	106	105	103	102
		4m以上 5m未滿	114	113	111	110	108	107
		5m以上	120	118	116	115	113	112
	3	3m未滿	120	119	117	115	114	113
		3m以上 4m未滿	123	122	120	118	117	116
		4m以上 5m未滿	129	128	126	124	123	121
		5m以上	135	134	132	130	128	127
	4	3m未滿	134	132	130	129	127	126
		3m以上 4m未滿	137	136	134	132	130	129
		4m以上 5m未滿	144	142	140	138	137	135
		5m以上	151	149	147	145	143	142
	5	3m未滿	148	146	144	142	140	139
		3m以上 4m未滿	152	150	148	145	144	142
		4m以上 5m未滿	159	157	155	153	151	149
		5m以上	166	164	162	160	158	156

用途	階層	平均階高	延 床 面 積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
店 舗	1	3m未満	92kg	91kg	90kg	89kg	88kg	87kg	86kg	85kg
		3m以上 4m未満	95	94	92	91	90	89	88	87
		4m以上 5m未満	99	98	97	95	94	93	92	91
		5m以上	104	103	101	100	99	98	96	95
	2	3m未満	106	105	103	102	101	100	99	97
		3m以上 4m未満	109	108	106	105	103	102	101	100
		4m以上 5m未満	114	113	111	110	108	107	106	105
		5m以上	120	118	116	115	113	112	111	110
	3	3m未満	120	119	117	115	114	113	111	110
		3m以上 4m未満	123	122	120	118	117	116	114	113
		4m以上 5m未満	129	128	126	124	123	121	120	118
		5m以上	135	134	132	130	128	127	125	124
	4	3m未満	134	132	130	129	127	126	124	123
		3m以上 4m未満	137	136	134	132	130	129	127	126
		4m以上 5m未満	144	142	140	138	137	135	134	132
		5m以上	151	149	147	145	143	142	140	138
	5	3m未満	148	146	144	142	140	139	137	136
		3m以上 4m未満	152	150	148	145	144	142	141	139
		4m以上 5m未満	159	157	155	153	151	149	147	146
		5m以上	166	164	162	160	158	156	154	153

用途	階層	平均階高	延 床 面 積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
事務所	1	3m未満	95kg	94kg	93kg	92kg	91kg	90kg	89kg	88kg
		3m以上 4m未満	98	97	95	94	93	92	91	90
		4m以上 5m未満	103	101	100	98	97	96	95	94
		5m以上	107	106	105	103	102	101	100	99
	2	3m未満	110	109	107	105	104	103	102	101
		3m以上 4m未満	113	111	110	108	107	106	104	103
		4m以上 5m未満	118	117	115	113	112	111	109	108
		5m以上	124	122	120	119	117	116	115	113
	3	3m未満	124	123	121	119	118	117	115	114
		3m以上 4m未満	127	126	124	122	121	120	118	117
		4m以上 5m未満	133	132	130	128	127	125	124	122
		5m以上	140	138	136	134	133	131	130	128
	4	3m未満	138	137	135	133	131	130	128	127
		3m以上 4m未満	142	140	138	136	135	133	132	130
		4m以上 5m未満	149	147	145	143	141	140	138	137
		5m以上	156	154	152	149	148	146	144	143
	5	3m未満	153	151	149	147	145	144	142	140
		3m以上 4m未満	157	155	152	150	149	147	145	144
		4m以上 5m未満	164	162	160	158	156	154	152	151
		5m以上	172	170	167	165	163	162	159	158

用途	階層	平均階高	延 床 面 積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
工場	1	3m未満	79kg	77kg	74kg	71kg	69kg	67kg	65kg	63kg
		3m以上 4m未満	82	80	77	74	72	70	67	65
		4m以上 5m未満	85	83	80	77	74	72	70	68
		5m以上 6m未満	98	95	91	88	85	83	80	78
		6m以上 7m未満	111	108	104	100	97	94	91	88
		7m以上 8m未満	125	121	116	112	109	106	102	99
		8m以上 9m未満	138	134	129	124	121	117	113	109
		9m以上10m未満	177	172	165	159	154	150	145	140
		10m以上	215	209	201	194	188	183	176	171
	2	3m未満	95	92	88	85	83	80	77	75
		3m以上 4m未満	98	96	92	88	86	84	81	78
		4m以上 5m未満	102	99	95	92	89	87	84	81
		5m以上 6m未満	117	114	110	105	102	100	96	93
		6m以上 7m未満	133	130	125	120	117	113	109	106
		7m以上 8m未満	149	145	140	134	131	127	122	119
		8m以上 9m未満	166	161	155	149	145	141	136	131
		9m以上10m未満	212	206	198	191	185	180	173	168
		10m以上	258	251	241	232	226	220	211	205
	3	3m未満	110	107	103	99	96	94	90	88
		3m以上 4m未満	115	112	107	103	100	98	94	91
		4m以上 5m未満	119	116	111	107	104	101	98	95
		5m以上 6m未満	137	133	128	123	120	116	112	109
		6m以上 7m未満	156	151	145	140	136	132	127	123
		7m以上 8m未満	174	169	163	157	152	148	143	138
		8m以上 9m未満	193	188	180	174	169	164	158	153
		9m以上10m未満	247	240	231	222	216	210	202	196
		10m以上	301	293	281	271	263	256	247	239
	4	3m未満	126	123	118	113	110	107	103	100
		3m以上 4m未満	131	127	122	118	115	112	107	104
		4m以上 5m未満	136	132	127	122	119	116	112	108
		5m以上 6m未満	156	152	146	141	137	133	128	124
		6m以上 7m未満	178	173	166	160	155	151	146	141
		7m以上 8m未満	199	194	186	179	174	169	163	158
		8m以上 9m未満	221	215	206	198	193	188	181	175
		9m以上10m未満	283	275	264	254	247	240	231	224
		10m以上	344	335	322	310	301	293	282	273

用途	階層	平均階高	延 床 面 積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
倉庫	1	3m未満	73kg	71kg	68kg	66kg	64kg	62kg	60kg	58kg
		3m以上 4m未満	76	74	71	68	67	65	62	60
		4m以上 5m未満	79	77	74	71	69	67	65	63
		5m以上 6m未満	91	88	85	82	79	77	74	72
		6m以上 7m未満	103	100	96	93	90	88	85	82
		7m以上 8m未満	116	112	108	104	101	98	95	92
		8m以上 9m未満	128	125	120	115	112	109	105	102
		9m以上10m未満	164	159	153	147	143	139	134	130
		10m以上	200	194	187	180	175	170	164	159
	2	3m未満	88	85	82	79	77	75	72	70
		3m以上 4m未満	91	89	85	82	80	78	75	72
		4m以上 5m未満	95	92	89	85	83	81	78	75
		5m以上 6m未満	109	106	102	98	95	93	89	86
		6m以上 7m未満	124	120	116	111	108	105	101	98
		7m以上 8m未満	139	135	130	125	121	118	114	110
		8m以上 9m未満	154	149	144	138	134	131	126	122
		9m以上10m未満	197	191	184	177	172	167	161	156
		10m以上	240	233	224	216	210	204	196	190
	3	3m未満	102	100	96	92	90	87	84	81
		3m以上 4m未満	107	104	100	96	93	91	87	85
		4m以上 5m未満	111	108	103	100	97	94	91	88
		5m以上 6m未満	127	124	119	114	111	108	104	101
		6m以上 7m未満	144	140	135	130	126	123	118	115
		7m以上 8m未満	162	157	151	146	141	138	133	128
		8m以上 9m未満	179	174	167	161	157	152	147	142
		9m以上10m未満	230	223	214	206	201	195	188	182
		10m以上	280	272	261	252	244	238	229	222
	4	3m未満	117	114	109	105	102	100	96	93
		3m以上 4m未満	122	118	114	110	106	104	100	97
		4m以上 5m未満	126	123	118	114	111	108	104	100
		5m以上 6m未満	145	141	136	131	127	123	119	115
		6m以上 7m未満	165	161	154	148	144	140	135	131
		7m以上 8m未満	185	180	173	166	162	157	152	147
		8m以上 9m未満	205	199	191	184	179	174	168	163
		9m以上10m未満	262	255	245	236	229	223	215	208
		10m以上	320	311	299	288	279	272	262	254

＜体鉄骨量関係統計数量表

表(15)

構造		重量鉄骨造 (S造)						
区分		肉厚4mmを超え9mm未満のもの						
用途	階層	平均階高	延床面積					3000㎡以上
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	
専用住宅	1	3m未満	76kg	76kg	74kg	—	—	—
		3m以上 4m未満	78	77	76	—	—	—
		4m以上 5m未満	82	81	80	—	—	—
		5m以上	86	85	84	—	—	—
	2	3m未満	88	87	86	—	—	—
		3m以上 4m未満	90	89	88	—	—	—
		4m以上 5m未満	94	93	92	—	—	—
		5m以上	99	98	96	—	—	—
	3	3m未満	99	98	97	—	—	—
		3m以上 4m未満	102	101	99	—	—	—
		4m以上 5m未満	107	106	104	—	—	—
		5m以上	112	110	109	—	—	—

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m <sup>2</sup> 未滿	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未滿	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未滿	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未滿	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未滿	3000m <sup>2</sup> 以上
共同住宅	1	3m未滿	76kg	75kg	74kg	73kg	72kg	72kg
		3m以上 4m未滿	78	77	76	75	74	74
		4m以上 5m未滿	82	81	80	79	78	77
		5m以上	86	85	84	82	82	81
	2	3m未滿	88	87	85	84	83	83
		3m以上 4m未滿	90	89	88	86	85	85
		4m以上 5m未滿	94	93	92	91	90	89
		5m以上	99	98	96	95	94	93
	3	3m未滿	99	98	97	95	94	93
		3m以上 4m未滿	102	101	99	98	97	96
		4m以上 5m未滿	107	106	104	102	101	100
		5m以上	112	110	109	107	106	105
	4	3m未滿	111	109	108	106	105	104
		3m以上 4m未滿	113	112	110	109	108	107
		4m以上 5m未滿	119	118	116	114	113	112
		5m以上	125	123	121	120	118	117
	5	3m未滿	122	121	119	117	116	115
		3m以上 4m未滿	125	124	122	120	119	118
		4m以上 5m未滿	131	130	128	126	125	123
		5m以上	137	136	134	132	130	129



用途	階層	平均階高	延 床 面 積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
店 舗	1	3m未満	76kg	75kg	74kg	73kg	72kg	72kg	71kg	70kg
		3m以上 4m未満	78	77	76	75	74	74	73	72
		4m以上 5m未満	82	81	80	79	78	77	76	75
		5m以上	86	85	84	82	82	81	80	79
	2	3m未満	88	87	85	84	83	83	81	81
		3m以上 4m未満	90	89	88	86	85	85	83	83
		4m以上 5m未満	94	93	92	91	90	89	88	87
		5m以上	99	98	96	95	94	93	92	91
	3	3m未満	99	98	97	95	94	93	92	91
		3m以上 4m未満	102	101	99	98	97	96	94	93
		4m以上 5m未満	107	106	104	102	101	100	99	98
		5m以上	112	110	109	107	106	105	104	102
	4	3m未満	111	109	108	106	105	104	103	102
		3m以上 4m未満	113	112	110	109	108	107	105	104
		4m以上 5m未満	119	118	116	114	113	112	110	109
		5m以上	125	123	121	120	118	117	116	114
	5	3m未満	122	121	119	117	116	115	113	112
		3m以上 4m未満	125	124	122	120	119	118	116	115
		4m以上 5m未満	131	130	128	126	125	123	122	120
		5m以上	137	136	134	132	130	129	127	126

用途	階層	平均階高	延 床 面 積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
事務所	1	3m未満	77kg	76kg	75kg	74kg	73kg	72kg	71kg	71kg
		3m以上 4m未満	79	78	77	76	75	74	73	72
		4m以上 5m未満	83	82	80	79	79	78	77	76
		5m以上	87	86	84	83	82	81	80	79
	2	3m未満	88	87	86	85	84	83	82	81
		3m以上 4m未満	91	90	88	87	86	85	84	83
		4m以上 5m未満	95	94	93	91	90	89	88	87
		5m以上	100	98	97	95	94	94	92	91
	3	3m未満	100	99	97	96	95	94	93	92
		3m以上 4m未満	102	101	100	98	97	96	95	94
		4m以上 5m未満	107	106	105	103	102	101	100	99
		5m以上	112	111	110	108	107	106	104	103
	4	3m未満	112	110	109	107	106	105	103	102
		3m以上 4m未満	114	113	111	110	109	107	106	105
		4m以上 5m未満	120	119	117	115	114	113	111	110
		5m以上	125	124	122	120	119	118	116	115
	5	3m未満	123	122	120	118	117	116	114	113
		3m以上 4m未満	126	125	123	121	120	119	117	116
		4m以上 5m未満	132	131	129	127	126	124	123	121
		5m以上	138	137	135	133	131	130	128	127

用途	階層	平均階高	延 床 面 積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
工場	1	3m未満	61kg	59kg	57kg	55kg	53kg	52kg	50kg	48kg
		3m以上 4m未満	63	61	59	57	55	54	52	50
		4m以上 5m未満	66	64	61	59	57	56	54	52
		5m以上 6m未満	75	73	70	68	66	64	62	60
		6m以上 7m未満	86	83	80	77	75	73	70	68
		7m以上 8m未満	96	93	90	86	84	82	79	76
		8m以上 9m未満	106	103	99	96	93	90	87	84
		9m以上10m未満	136	132	127	122	119	116	111	108
		10m以上	166	161	155	149	145	141	136	131
	2	3m未満	73	71	68	65	64	62	60	58
		3m以上 4m未満	76	74	71	68	66	64	62	60
		4m以上 5m未満	79	76	73	71	69	67	64	62
		5m以上 6m未満	90	88	84	81	79	77	74	72
		6m以上 7m未満	103	100	96	92	90	87	84	81
		7m以上 8m未満	115	112	107	103	101	98	94	91
		8m以上 9m未満	127	124	119	115	111	108	104	101
		9m以上10m未満	163	159	152	147	143	139	134	129
		10m以上	199	193	186	179	174	169	163	158
	3	3m未満	85	83	79	76	74	72	70	67
		3m以上 4m未満	88	86	83	79	77	75	72	70
		4m以上 5m未満	92	89	86	83	80	78	75	73
		5m以上 6m未満	105	102	98	95	92	90	86	84
		6m以上 7m未満	120	116	112	108	105	102	98	95
		7m以上 8m未満	134	130	125	121	117	114	110	106
		8m以上 9m未満	149	145	139	134	130	126	122	118
		9m以上10m未満	190	185	178	171	166	162	156	151
		10m以上	232	225	217	209	203	197	190	184

用途	階層	平均階高	延 床 面 積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
倉 庫	1	3m未満	57kg	55kg	53kg	51kg	49kg	48kg	46kg	45kg
		3m以上 4m未満	59	57	55	53	51	50	48	47
		4m以上 5m未満	61	59	57	55	53	52	50	48
		5m以上 6m未満	70	68	65	63	61	60	57	56
		6m以上 7m未満	80	77	74	72	70	68	65	63
		7m以上 8m未満	89	87	83	80	78	76	73	71
		8m以上 9m未満	99	96	92	89	86	84	81	78
		9m以上10m未満	127	123	118	114	111	108	104	100
		10m以上	154	150	144	139	135	131	126	122
	2	3m未満	68	66	63	61	59	58	56	54
		3m以上 4m未満	71	69	66	63	62	60	58	56
		4m以上 5m未満	73	71	68	66	64	62	60	58
		5m以上 6m未満	84	82	79	76	73	71	69	67
		6m以上 7m未満	96	93	89	86	84	81	78	76
		7m以上 8m未満	107	104	100	96	94	91	88	85
		8m以上 9m未満	119	115	111	107	104	101	97	94
		9m以上10m未満	152	148	142	137	133	129	124	120
		10m以上	185	180	173	166	162	157	152	147
	3	3m未満	79	77	74	71	69	67	65	63
		3m以上 4m未満	82	80	77	74	72	70	67	65
		4m以上 5m未満	85	83	80	77	75	73	70	68
		5m以上 6m未満	98	95	92	88	86	83	80	78
		6m以上 7m未満	112	108	104	100	97	95	91	88
		7m以上 8m未満	125	122	117	112	109	106	102	99
		8m以上 9m未満	138	135	129	125	121	118	113	110
		9m以上10m未満	177	172	166	159	155	151	145	141
		10m以上	216	210	202	194	189	184	177	171

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
車 庫	1	3m未満	42kg	41kg	40kg	—	—	—
		3m以上 4m未満	44	43	42	—	—	—
		4m以上	45	44	44	—	—	—

＜体鉄骨量関係統計数量表

表(16)

構造		軽量鉄骨造 (L G S造)				
区分		肉厚4mm未満のもの				
用途	階層	平均階高	延床面積			
			100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上
専用住宅	1	3m未満	33kg	33kg	33kg	33kg
		3m以上 4m未満	35	35	35	35
		4m以上	36	36	36	36
	2	3m未満	34	34	34	34
		3m以上 4m未満	36	36	36	36
		4m以上	37	37	37	37
	3	3m未満	35	35	35	35
		3m以上 4m未満	37	37	37	37
		4m以上	38	38	38	38
共同住宅	1	3m未満	33	33	33	33
		3m以上 4m未満	35	35	35	35
		4m以上	36	36	36	36
	2	3m未満	34	34	34	34
		3m以上 4m未満	36	36	36	36
		4m以上	37	37	37	37
	3	3m未満	35	35	35	35
		3m以上 4m未満	37	37	37	37
		4m以上	38	38	38	38
店舗	1	3m未満	34	34	34	34
		3m以上 4m未満	35	35	35	35
		4m以上 5m未満	36	36	36	36
		5m以上	38	38	38	38
	2	3m未満	35	35	35	35
		3m以上 4m未満	36	36	36	36
		4m以上 5m未満	37	37	37	37
		5m以上	39	39	39	39
	3	3m未満	36	36	36	36
		3m以上 4m未満	37	37	37	37
		4m以上 5m未満	38	38	38	38
		5m以上	40	40	40	40

用途	階層	平均階高	延床面積			
			100m <sup>2</sup> 未満	100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上
事務所	1	3m未満	36kg	36kg	36kg	36kg
		3m以上 4m未満	38	38	38	38
		4m以上 5m未満	39	39	39	39
		5m以上	41	41	41	41
	2	3m未満	37	37	37	37
		3m以上 4m未満	39	39	39	39
		4m以上 5m未満	40	40	40	40
		5m以上	42	42	42	42
	3	3m未満	39	39	39	39
		3m以上 4m未満	40	40	40	40
		4m以上 5m未満	42	42	42	42
		5m以上	43	43	43	43
工場	1	3m未満	32	31	30	29
		3m以上 4m未満	34	33	32	31
		4m以上 5m未満	36	34	33	32
		5m以上	37	36	35	34
	2	3m未満	33	32	31	30
		3m以上 4m未満	35	34	33	32
		4m以上 5m未満	37	35	34	33
		5m以上	38	37	36	35
倉庫	1	3m未満	31	30	29	28
		3m以上 4m未満	33	32	31	30
		4m以上 5m未満	35	33	32	31
		5m以上	36	35	34	33
	2	3m未満	32	31	30	29
		3m以上 4m未満	34	33	32	31
		4m以上 5m未満	36	34	33	32
		5m以上	37	36	35	34
車庫	1	3m未満	30	29	28	27
		3m以上 4m未満	32	31	30	29
		4m以上 5m未満	34	32	31	30

### 別添 3 非木造建物工事内訳明細書式

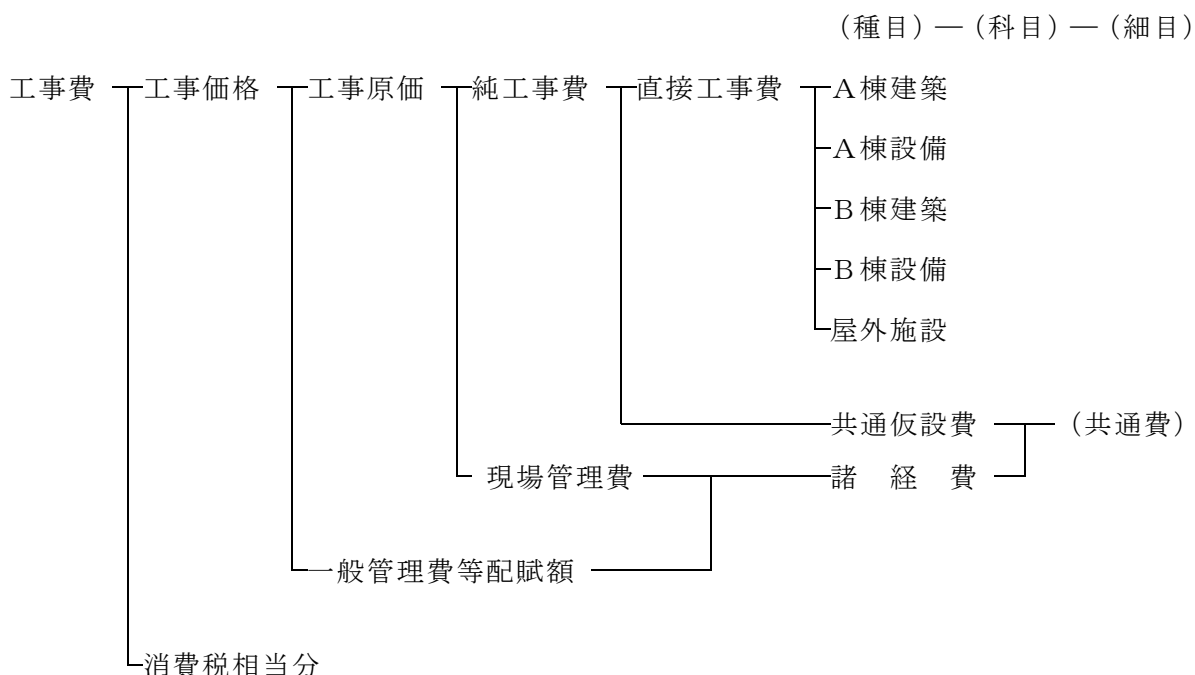
#### (趣旨)

1 この書式は、非木造建物調査積算要領第14条に規定する内訳書の標準書式である。

#### (工事費の構成)

2 工事費は、通常次のとおり構成され、種目別、科目別及び細目別の段階がある。工事内訳明細書は、工事費の内容と金額を示すものであり、その記載要領は8に規定するものとする。

#### 工事費の構成

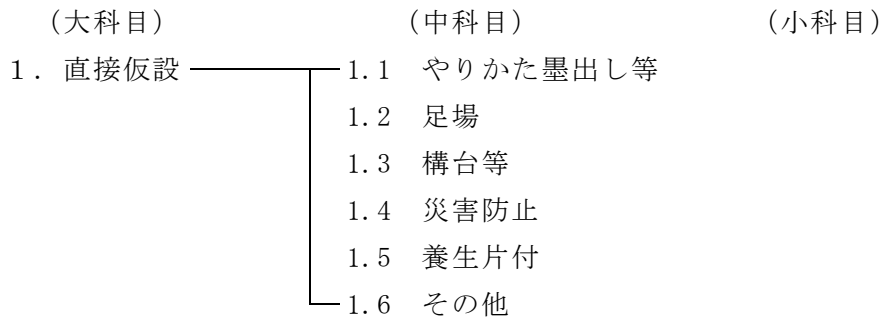


#### (種目別内訳)

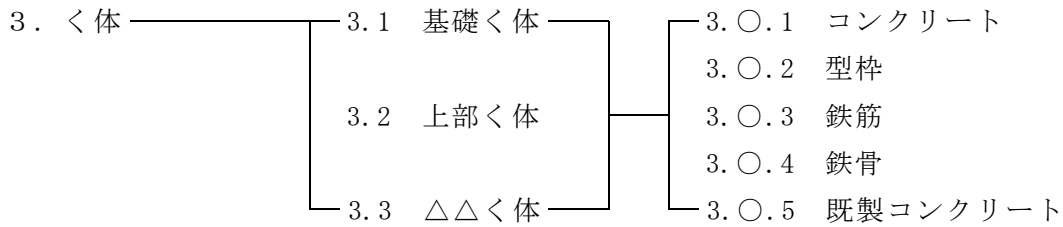
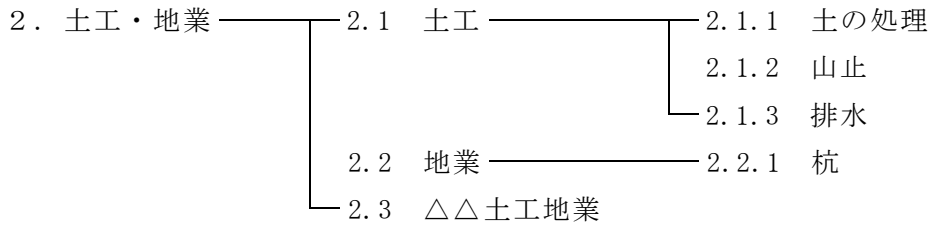
3 種目別内訳は工事の種目別の金額を示す。種目区分は、A棟建築、A棟設備、B棟建築、B棟設備などに区分し、建築設備に含めることが適当でない屋外施設、取りこわしなどについては、適切な名称の種目を設けることができる。

#### (科目別内訳)

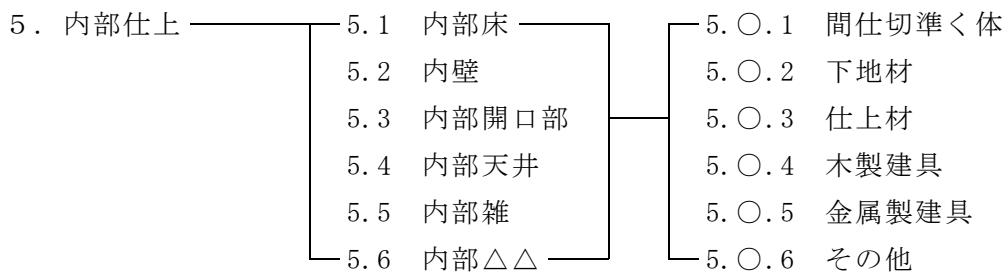
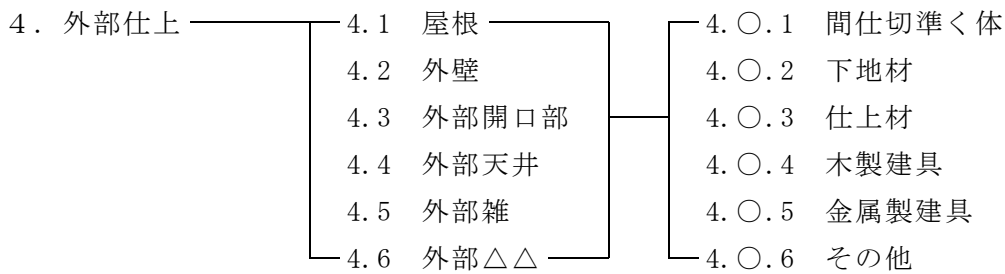
4 科目別内訳は各種目について科目別の金額を示す。科目別区分は、次を標準として、工事の内容規模等に応じさらに細分又は集約できるものとする。



※ 直接仮設は中科目を省略して細目を記載することができる。



※ く体は中科目を省略することができる。



※ 外部仕上以下の小科目は、主として細目の記載順序を示し、小科目名、小科目集計を省略することができる。



- 6. 電気設備
  - 6.1 電灯設備
  - 6.2 動力設備
  - 6.3 避雷設備
  - 6.4 構内配電線路
  - 6.5 受変電設備
  - 6.6 自家発電設備
  - 6.7 電話設備
  - 6.8 インターホン設備
  - 6.9 電気時計、拡声設備
  - 6.10 テレビ共同受信設備
  - 6.11 火災報知設備
  - 6.12 構内交換設備
  - 6.13 その他

- 7. 給排水衛生設備
  - 7.1 衛生器具設備
  - 7.2 給水設備
  - 7.3 排水設備
  - 7.4 給湯設備
  - 7.5 消火設備
  - 7.6 ガス設備
  - 7.7 厨房機器設備
  - 7.8 さく井設備
  - 7.9 その他

- 8. 空気調和設備
  - 8.1 空気調和設備
  - 8.2 換気設備
  - 8.3 排煙設備
  - 8.4 その他

- 9. 昇降設備
  - 9.1 乗用エレベーター設備
  - 9.2 電動ダムウェーター設備
  - 9.3 その他

10. その他設備

(細目別内訳)

5 細目別内訳は、各科目について原則として細目別の数量、単価、金額を記載する。一式計上する細目は、備考欄に計算方法等を略記する。細目は材料費、施工費（手間その他）、機械器具費等を含む合成費又は複合費等をもって示す。細目区分は工事の内容、金額の大小等に応じて定め、その記載内容は次による。

① 運搬費、小運搬費は、通常、材料費、施工費、複合費等に含ませるが、特に必要ある場合は別に計上する。

② 仮設的費用、機械器具費、運搬費等は、各科目ごとに分けられるものはその科目に、数科目に共通のものは種目ごとの仮設工事費に、全般的なものは共通仮設費に計上する。

③ 摘要欄には、材種、規格、品等、寸法その他必要事項を記載する。

細目によってはどの科目に属するか一概に定められないものがあるが、そのような細目については、工事の内容、材料の品種、施工の専門別等を考慮のうえ適当な科目に計上する。

(共通費)

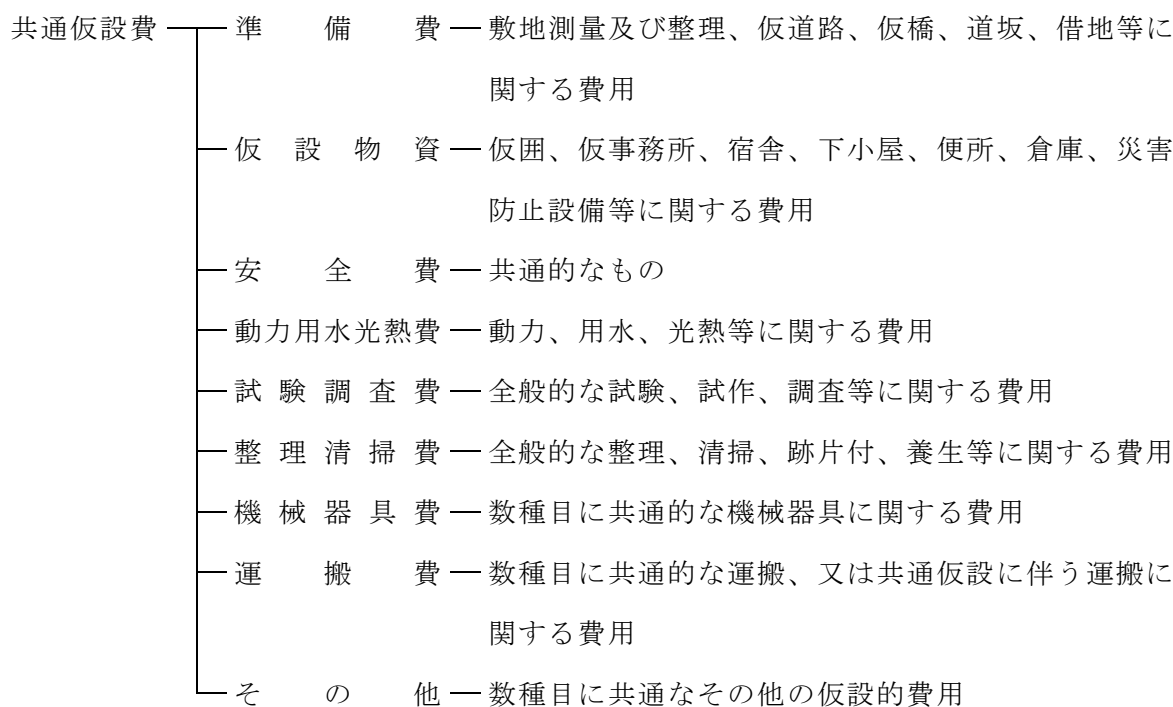
6 共通仮設費及び諸経費については、次により記載する。

① 共通仮設費は、別記に定める I 共通仮設費率表に基づき、次の式により算出するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}$$

共通仮設費率は移転先ごとの直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、除却工法を認定した建物は、当該建物の建築直接工事費に対応した率を適用するものとする。共通仮設費に含まれる内容は次に示す費用とする。



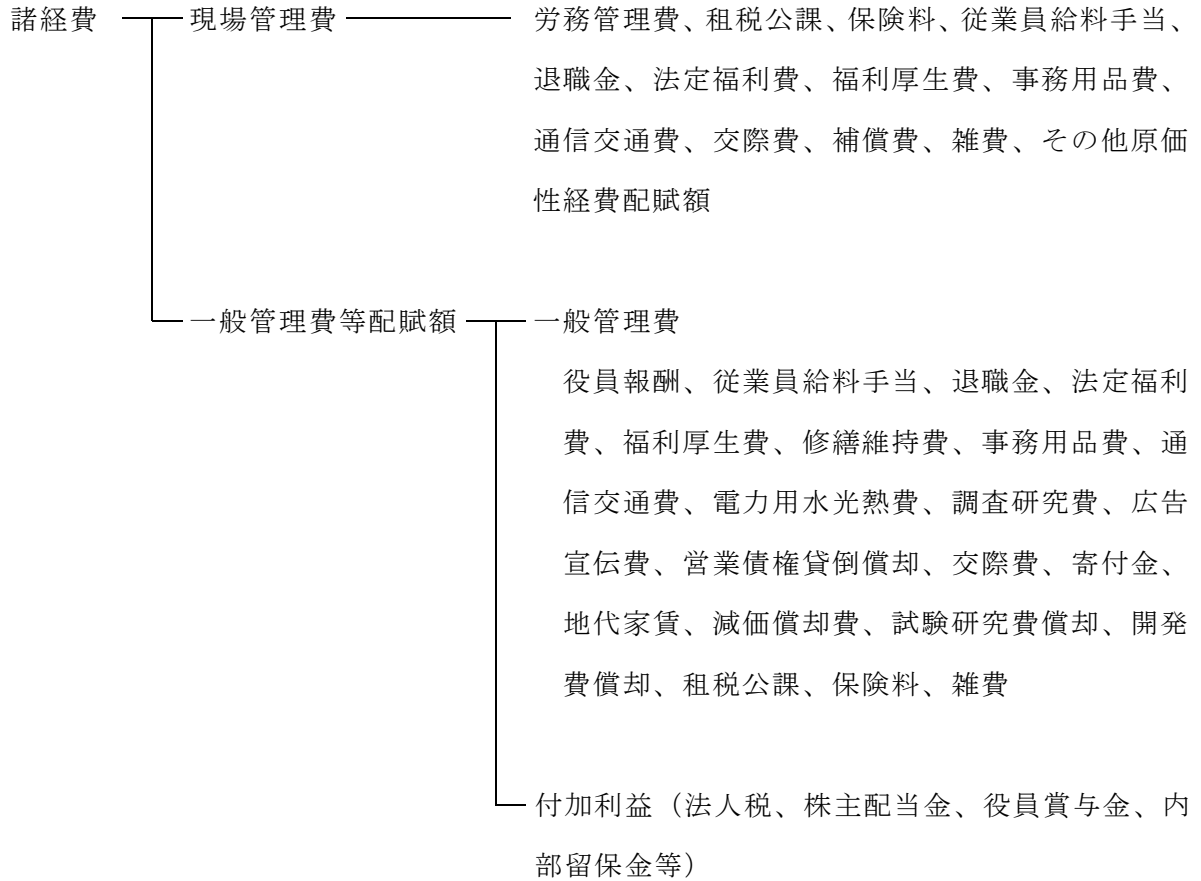
② 諸経費は別記に定めるⅡ諸経费率表に基づき、次の式により算出するものとする。

諸経費＝純工事費×諸経费率

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経费率：一発注（建築及び解体）を単位として、純工事費及び廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

諸経費の内容は一般に次のとおりとし下請経費は純工事費に含むものとする。



なお、非木造建物調査積算要領第10条第2号に規定する単価を補償金の積算に用いる場合において、上記の内容と同等の諸経費が含まれている当該単価は、諸経費の対象としない。

#### （工事内訳明細書のまとめ方と記載例）

7 用紙はA列4番を標準とし、様式、記載例は、次頁以下による。なお、記載例は標準的なものを掲げており、必要に応じ、種目、科目及び細目を設けるものとする。

別記

非木造建物補償諸率表

I 共通仮設費率表

直接工事費(百万円)	共通仮設費率 (%)	直接工事費(百万円)	共通仮設費率 (%)
10 以下	5.64	300 をこえ 350 "	6.13
10 をこえ 12 "	5.67	350 " 400 "	6.15
12 をこえ 14 "	5.69	400 " 500 "	6.19
14 をこえ 16 "	5.71	500 " 600 "	6.21
16 をこえ 18 "	5.72	600 " 700 "	6.23
18 をこえ 20 "	5.74	700 " 800 "	6.25
20 をこえ 22 "	5.75	800 " 900 "	6.27
22 をこえ 24 "	5.76	900 " 1,000 "	6.29
24 をこえ 26 "	5.77	1,000 " 1,500 "	6.35
26 をこえ 28 "	5.78	1,500 " 2,000 "	6.39
28 をこえ 30 "	5.79	2,000 " 2,500 "	6.42
30 をこえ 35 "	5.81	2,500 " 3,000 "	6.45
35 をこえ 40 "	5.83	3,000 " 4,000 "	6.49
40 をこえ 45 "	5.85	4,000 をこえるもの	6.53
45 をこえ 50 "	5.86		
50 をこえ 55 "	5.87		
55 をこえ 60 "	5.89		

60	をこえ	70	〃	5.91		
70	をこえ	80	〃	5.93		
80	をこえ	90	〃	5.94		
90	をこえ	100	〃	5.96		
100	をこえ	120	〃	5.98		
120	をこえ	140	〃	6.00		
140	をこえ	160	〃	6.02		
160	をこえ	180	〃	6.04		
180	をこえ	200	〃	6.05		
200	をこえ	250	〃	6.09		
250	をこえ	300	〃	6.11		

## II 諸経费率表

純工事費(百万円)	諸経费率(%)	純工事費(百万円)	諸経费率(%)
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9
14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2

22	を超え 24 以下	27.9	140	を超え 160 以下	17.6
24	を超え 26 以下	27.4	160	を超え 180 以下	17.1
26	を超え 28 以下	26.9	180	を超え 200 以下	16.7
28	を超え 30 以下	26.4	200	を超え 250 以下	15.8
30	を超え 35 以下	25.5	250	を超え 300 以下	15.1
35	を超え 40 以下	24.7	300	を超え 350 以下	14.6
40	を超え 45 以下	24.0	350	を超え 400 以下	14.1
45	を超え 50 以下	23.4	400	を超え 500 以下	13.4
50	を超え 55 以下	22.8	500	を超えるもの	12.8

- 注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築+解体）を単位として算定された額とする。
- なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。
3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は諸経費率に含まれている。